2020 (令和2) 年2月10日

内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」 ヒアリングにおける当協会の意見

> 公益財団法人公益法人協会 理事長 雨宮 孝子

I はじめに

公益法人は、地域に根差したコミュニティ活動からグローバルな地球的課題まで、積極的に民間の知恵と財源を集め、今ある問題の解決から将来起こりうる問題を視野に入れ積極的に活動している。その法的根拠は認定法 1 条に示されているように「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施」である。

組織におけるガバナンスの強化に対しては反対を唱えるものではないが、今回の有識者会議の目的の中に「新公益法人制度改革から 10 年が経過し、複数の不祥事が発生し、法人の運営上ガバナンスが機能していないところがみられる。そこで公益法人のガバナンスをより強化し、公益活動をより推進できるようにする」と説明するが、どのような不祥事を対象にしているのか分析がなされていない。ガバナンスを強化するために営利法人に倣い、有償の独立評議員等を置くとするが、それで不祥事が防げるか疑問であると言わざるを得ない。

民間の非営利組織は自発的で、自由な発想のもとで、民間ならではのフットワークの良さで、社会の中で潤いのある活動をおこなっている。このような自発的な組織に対しては、以下のような考え方が有益である。

- ①公益法人自らがガバナンス強化等を自発的に行うことを原則とすること
- ②法制や税制ならびに関係する行政庁等はそれを支援するというスタンスを常にとるべきこと
- ③民間の公益活動を委縮しかねない行政庁等による強権的な指導はすべきでないこと 民間公益活動は、自らの努力で高い志と規範意識をもって組織を運営し、未来の人々の持 続的生存を可能とすべく行動することが、もっともよいことだと考える。もっと自由な発想 を奨励し、たとえば民間ならではの地域の活性化の支援、世界規模への支援など将来への投 資という配慮も必要なのではないだろうか。

Ⅱ 「基本的な論点」に対する意見

本有識者会議開催の趣旨として「新公益法人制度の発足から10年が経過する中、複数の不祥事が発生するなどの公益法人の活動の状況等を踏まえ」とある。「複数の不祥事が発生」というならば、まずその検証が先であり、その事例を分析し、評議員なり理事・監事なりの機能のどこに問題があるのか明らかにされたい。

その上で「独立評議員」なり「独立理事」「独立監事」を新設するというならば、この新設によりどのような不祥事が防げるのか、不祥事の実態を整理し、その対応策や予防策をまず提示されることを望むものである。

「想定される基本的な論点(たたき台)」では、大項目として5点提示されているが、それに対する当協会の意見や疑問については以下のとおりである。

1.「評議員・社員のあり方」について

(ア) 一定規模以上の公益財団法人に、法人と利益相反が生ずるおそれがない「独立評議員」 の選任を義務づけること、仮に義務づける場合、その規模、外部性・独立性の基準について、どう考えるか。

<意見>

以下の観点から各種の疑問があり、反対する。

- ① 法人と利益相反が生ずる恐れがない「独立評議員」の選任を義務づけるというが、そもそも独立の定義もなされておらず、その存在によりガバナンスの強化が図られるという関係性や必然性も明確ではない。
- ② 評議員は、そもそも独立した監督・監視機関として制度設計されており、それにもかかわらず選任方法については一般法人法には規定がなく、その選任は各法人の定款で定めることとなっている。その定めによる選任において外部性や独立性のある人を制度的に選任することは、外部性や独立性について明確な基準が導入されない限り難しい。
- ③ 上記②の独立性・外部性の要件を考えるときにあたっても、監督権はあっても議決権しか持たない評議員においては、利害関係の生ずる場面は原則として存在しないことから、法人と利益相反が生ずる恐れがないようにするための具体的な基準や要件を決めることが困難である。
- ④ 報酬の負担能力を考慮して一定規模以上の公益財団法人に限って独立評議員の選任を 義務づけることも考えているようであるが、ガバナンス上本当に独立評議員が必要であ るとするならば、規模の大小とガバナンスの強化の必要性は関係なく、すべての財団法 人が対象となるのではないか。

- ⑤ 評議員は、社団法人の社員と同様の機能を発揮するように一般法人法では設計されているが、その存在の正当性の根拠となる選任方法が法定されていないことが問題であり、仮に評議員にガバナンスの強化を一層期待するならば、まずそこを改正することが行われるべきであり、その結果ガバナンスの強化がはかられる可能性が生じると考える。
- (イ) 財団の評議員も、社団の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えが提起できるように すべきか。その場合、どのような仕組みとすべきか。

く意見>

評議員の選出の方法が法定されるなど、評議員の存在の正当性が下記の通り確保された上であるならば、役員等の責任追及の訴えを認めることに反対しないが、現状のままで認めることに反対である。

- ① 社団法人の社員による理事・監事の責任追及の訴えは、社団法人の社員という組織の 根源をなす機関が保有する権限である。しかしながら財団法人の評議員は理事・監事と 同様に財団法人から一定の権限や職務を委任された並立的な存在であり、財団法人の根 源をなす機関ではない。しかも評議員の選任については、評議員の権限に相応しい選任 方法が法定されておらず、各財団の定款において、いわば自由に定められることとなっ ている。
- ② 以上のような状況において、評議員に理事・監事を特別に監視する権限として役員の責任追及の訴えを認めることは、評議員の存在が法人の根源をなす機関として法律等により位置付けられるならともかく、それが行われないにも拘らず強大な権限を与えることは理事・監事の行動を委縮させ、ひいては法人の自治や活発な公益活動を損なう可能性がある。因みに新公益法人制度の創設の際における有識者会議において、理事・監事の選任・解任権限を評議員(会)に付与するにあたって、選任権はともかく解任権は認めないという結論もあったところである。(実際の立法の結果は解任権も認められている。)
- ③ 財団法人の運営は、出捐者から事業執行の信託を受けた理事により闊達に行われるべきことは欧米の実例を見ても当然のことであり、それを委縮させる機関の存在は、公的機関等による法律に基づいた規制・監督の場合を除きありえない。まして少数の独立評議員制を導入することにより、心理的抑止力を役員等に対して働かせるといった考え方は、制度論としてとるべきではない。

さらに言えば、評議員による役員等の責任追及の訴えを、公益法人にのみ認めるという考えがあるとすれば、公益法人の基礎となっている一般法人にその制度が存在しないことは、今般の公益法人制度改革の改正の根幹にかかわることであり、公益法人と一般

法人の制度間競争にも影響することから、ガバナンスの問題の観点からのみ判断すべき ではない。

(ウ) 評議員資格に、役員と同様に一定の制約を設けるべきか。

<意見>

評議員の選任方法について評議員会が選任する場合に内閣府の公益認定等委員会がガイドラインに定めた基準と同様のものであれば、これを公益認定法の改正により公益認定基準とすることに異論はない。

(エ) 社員や評議員について、一定数以上を必要とすべきか。仮に必要とする場合、何人以上とすべきか。

<意見>

社員及び評議員の数については、下記の通り基本的にはそれぞれの法人において自由であるべきであるが、公益法人に限り一定数の人数を必要とすることは、その人数が妥当なものであれば反対するものではない。

- ① 社団法人及び財団法人においては、その目的とする事業の遂行に賛同する人乃至は財産の集まりであり、憲法上の結社の自由とも絡み社員及び評議員の数は基本的にその法人が自ら決定するものであり、その意味から自由であるべきである。
- ② ただ自然人とは異なる法人組織を法制上認めるにあたり、その活動の存続性、永続性を考えて必要最低限の人員や財産を法律が決めることは他の法令においても実例がある。特に公益事業について認定を受け、各種の特権を保有する社会的存在である公益法人においては一定の縛りをかけることは、理由があると考える。
- ③ 問題は一定数の具体的水準であり、その公益法人の事業態様(資金助成型か事業遂行型か)により差異がありうることから、事業形態により分けるか、一定の巾とするか等の考慮が必要と考えられる。

2.「役員のあり方」について

- (ア) 一定規模以上の公益法人に、法人と利益相反が生ずるおそれがない「独立理事」及び 「独立監事」の選任を義務づけることについて、どう考えるか。
- (イ) 仮に義務づける場合、その規模、外部性・独立性の基準について、どう考えるか。

<意見>

独立役員の選任の義務付けや外部性・独立性の基準についての考え方のいずれについて

も下記の理由から反対である。

- ① 本提言の趣旨における独立役員等の選任の義務付けは一般論としては首肯できるものの、⑦公益法人においては事業会社の場合と異なり、商取引やそれに伴う利益相反取引はほとんどなく、⑦そのためもあってか、過去に一般法人法に規定されていた外部役員の制度は非業務執行理事等の制度へ平成27年の法改正により一本化されて解消されており(一般法人法§115)、⑰この新法施行後3年が経過したが、この制度改正により何等の問題も生じていないと考えられる。こうした状況のなか、またぞろ外部役員制を復活させることは、特別の問題や事例が発生しているならともかく、全く納得的ではない。
- ② 特に独立監事の概念については、従前の外部役員の制度においては「過去に理事又は使用人となったことがないもの」という要件があったが、現行の非業務執行理事等の制度においてはその要件も削除されているところであり、現行法はその存在自体が独立性・外部性を保有しているものと考えられていると思われる。こうしたなか、独立監事の名称の下に新たな監事の概念を創設することは、独立していない監事が別に存在しているかのような印象を与えるものであり、現行の監事制度に対するある意味の冒瀆になりかねない。
- ③ また独立監事の概念については、その定義をどうするかにもよるが、事業会社における独立監査役の事例をみると、その監査行為や不祥事の追求等については、その監査役の学識・経験や資質によることが大きく、形式的な外部性や独立性を求めるだけでは、実効性に欠けると考えられる。

3.「外部監査体制の徹底」について

- (ア) 現行の会計監査人設置基準についてどう考えるか。その改正が必要な場合、どのような基準とすべきか。
- (イ) 例えば、一定規模以上の補助金等を受給している場合には、上記の基準に達していなくとも外部監査を求めることとするなど、新たな基準が必要か。必要な場合、どのような基準が考えられるか。

く意見>

一部の公益法人において会計の不正や補助金の不正受給等の問題が生じているとされているが、その実態が明らかにされていない。それ如何によっては会計監査人の設置が必要であるとも考えられるが、それが唯一の解決策ではないと思われる。従ってまずその実体を明らかにするとともに、会計監査人の設置基準の引き上げのみならず以下のような各種対策等も考慮すべきであり、それによって設置の要・不要ならびに必要とする場合の基準等が決められるものと考えられる。

- ① 小規模法人や大規模法人であっても公益目的事業が単一の法人の場合(例えば奨学金の給付のみ)においては、不正が仮に行われても直ちに判明するような単純なものであり、それにも拘らず不正抑制の対策として会計監査人を設置することが、そのコストとその成果の観点から有効かどうかの検証が必要である。
- ② 公益法人の監督にあたる行政庁において、毎年の定期提出書類の提出後の早急な精査による不正の発見や立入検査の頻度を上げることによる抑止効果の発揮の検討が行われるべきである。
- ③ 国・地方公共団体の助成金を受領する公益法人に対する会計の不正の検査は、一義的には助成した国や地方公共団体がその責任を負うべきであり、会計検査院等の公共検査機関も正面から或いは側面的にそれを援助すべきではないか。
- ④ 新公益法人制度の発足時においては、現在の設置基準はそれなりの合理性をもって設定された筈であり、これと現状の実態との対比においてどの基準が現在妥当かどうかの調査・研究が必要と考える。
- 4.「ガバナンスの自律性と透明性の確保」について
- (ア) 公益法人等による情報開示について、国民によるガバナンスの実効性を高めるために、 どのような方策が考えられるか。

く意見>

公益法人のガバナンスの強化は、各種の機関や制度の創設・改正によることも必要であるが、最大の効果を発揮すると世界的にも認知されているのは、本提言にある情報開示の拡大とその情報へのアクセスの簡易化であり、その結果として国民からの目線によるガバナンスの強化が図られることである。その意味から本提言にある下記の事項については全面的に賛成である。因みに平成30年12月4日の当協会主催による「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム 市民社会へのインパクトと今後の展望」における大会宣言において、公益法人について当局ならびに法人そのものが積極的に情報公開をすべきことを提言している(別添資料「情報公開の課題と提案」**参照)。

(※)2018 民間法制・税制調査会第8回資料より。

- ① 公益法人が作成・開示する事業報告書等における法人のガバナンスに関する記載を拡充させること。
- ② 開示の在り方について、閲覧請求は不要とし、その有無に拘らずオンラインポータルサイトを通じて国民一般へ公表する仕組みに改めること。
- ③ オンラインポータルサイトの利便性・検索性・網羅性は現状不十分であり、それを高

めること。

(イ) 法人の自主基準である「ガバナンス・コード」の策定について。

<意見>

- ① 法人のガバナンスの自律性と透明性を確保するため、それぞれの公益法人において、 持続的な公益目的事業の遂行のために、自主的に行動基準を定めることに賛成である。 因みに(公財)公益法人協会においては、公益法人一般向に「公益法人ガバナンス・コード」を令和元年9月に策定済みであり(別添資料「公益法人ガバナンス・コード」参 照)、現在各公益法人にその検討や採用を勧奨しているところである。
- ② 行動基準に定める原則は日本の公益法人をめぐる環境にあったものが採用されるべきであり、また策定された個々の行動基準はそれぞれの公益法人が自主的に判断して採用又は適用を考えるべきである。
- ③ 上記②の観点からすると、行政庁が行動基準の策定に関与したり、策定されたコードの適用を強制乃至は推奨したり、さらにはその状況について報告や立入検査の対象としたりすることは厳に慎むべきである。

5. その他

(ア) 法人の解散時に、残余財産の帰属先等について行政庁が関与する仕組みについて、どう考えるか。

<意見>

現状の公益法人制度では、残余財産の帰属先について若干でも問題があるとすれば、それを予防するために新しい仕組みを設けることに賛成である。

個別の論点についての意見は以下の通りである。

- ① 公益法人の解散は、公益法人の自由な判断によるものであり、残余財産の引き渡しの 見込みも行政庁への届け出で足りると考える。
- ② 法人の解散に伴って支出された費用等を開示することは、上記①の届出の中で行われるべきである。

以上

2018民間法制,税制調査会

資料 3−1 2018. 10. 25(星田)

情報公開の課題と提案

1. 情報公開の趣旨

ステークホルダー、特に寄附者にとって、また広く社会全体に対して、公益法人の活動状況を適時に適確かつわかりやすいものにより情報提供することが公益活動を盛んにするために望まれる。また他の非営利法人と比較できるような形式や様式の統一されたものが望まれる。新公益法人制度施行10周年を迎えた今日、そのような情報となっているか、またすぐにかつ容易に情報が入手できるかについて、今改めても直すべきときと考える。

2. 現状とその課題

- (1) 現状の開示方法等
- ① 開示方法

すべての行政庁における開示書類は、オンラインポータルサイト「公益法人 information」において 一括開示できるようにしている。

② 開示請求手続き

サイトの「事業報告等の閲覧請求」より、請求画面に移り、名前・メールアドレス・住所及び電話番号などの個人情報を入力する。

請求画面では1回10法人以内に限定して請求し、10法人超を請求する場合は10法人単位で複数回請求を繰り返す必要がある。対象法人のコード番号が必要になるので、事前に法人の基礎情報(別の画面「法人情報」)を確認する必要がある(別紙4ご参照)。

③ 閲覧

閲覧は、請求者が閲覧したい対象法人、対象書類及び閲覧日を指定し、入力したメールアドレスあてに閲覧場所の URL を掲載したメールが指定日に送信される。請求者は、URL の有効期間(閲覧予定日から10日内)においてのみウェブ上の閲覧が可能となる。対象書類は備置き書類である(ただし社員名簿、監査報告は対象外)。

④ 開示の課題

確認したいときに、E アドレスを知らせることが必要で、すぐに入手できず、大変な手間と時間がかかる。また、法人の機関運営の透明性を示す定期提出書類(事業報告)、認定・変更認定申請書類は対象外である。

2) 特定非営利活動法人の情報公開

① 特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という)のポータルサイト

NPO法人の場合は、閲覧の請求をすることなく、内閣府のポータルサイト⁵²(別紙2(4)ご参照)にてキーワード、全国・都道府県、法の定める活動分野、認定・特例認定の税制適用により法人を検索(所轄のポータルサイトを案内)でき、閲覧情報をウェブ上で1つずつ開いて見ることができる。またデータはすぐにダウンロードにより入手できる仕組みになっている。

掲載の情報は、貸借対照表の公告以外に、所轄庁が管理する「行政入力情報」のほかに、NPO

^{52 &}lt;a href="https://www.npo-homepage.go.jp/">https://www.npo-homepage.go.jp/
https://www.npo.metro.tokyo.jp/(東京都)

法人自身が貸借対照表の公告以外の団体の活動内容や財務情報等を登録できる「法人入力情報」欄がある。両者の開示書類等を比較すると、別紙1の表のとおりである(公益法人の「公益法人情報」には法人独自入力情報はない。)。日本NPOセンターの情報には認定基準の適合説明書類(法54)として「認定基準等チェック表」の掲載がある。

なお、10月5日現在でも29年度の事業報告等の掲載のあるものとないものがある。

開示情報へのアクセスの容易性と情報閲覧の様式性の点で、公益法人のそれに比し工夫されていると評価できる(少なくともアクセスの容易性)。

② 閲覧情報

認定NPO法人(法 28、52·54)と公益法人は、ほぼ同様の書類を備置き公開の定めになっている (認 21、同規 18、22 V)。

なお、認定NPO法人の場合は認定申請の添付書類を法人が閲覧させる定めになっている(法 54,56,44 II ②~④)が、公益法人の場合には規定がなく、従って閲覧できない。

③ 課題

28年改正前(29年度施行)までは、備置き(所轄庁への提出)情報(改正法28、28の2)すべてが閲覧対象ではない。現在の情報では備置き書類の内容が十分とは言えない(時が経てば解決する)。また法人が入力する情報欄(別紙5ご参照)の記載欄が活用されていない実態がある。

認定NPO法人(法 54,56)ではさらに寄附者名簿等、役員報酬・職員給与規程、活動計算書等の備置と所轄庁の公開の定めがある。

3 現状の問題点

(1)法令

- ① 一般法に定める貸借対照表の公告は、事務所、官報・日刊紙、HPのいずれかを選択できる(法 128)。認定法では特にHP等の方法について定めていない。官報・日刊紙の場合は、費用負担から大幅な簡略化が認められていて、内容がわからない。
- ② 認定法施行規則(29~33)では予算書等の概括的な区分表示(会計基準との整合性?)を求めているが様式は規定されていないので、決算時の計算書類との比較が難しい。また事業報告書の記載内容の規定は抽象的である(一般法規34)。

(2)開示の問題

公益法人については、定期提出された書類(認法 22)のうち「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの」(提出書類別紙 1。認規 28)は、法人自身は 5年備置く定めがある。上記の書類別紙 1 は内閣府「公益法人インフォメーション」のサイトでは法人検索により直近の年度のみ閲覧できる(残りの 4年分は検索で確認する)。

また、提出する事業報告書等を閲覧するためには、検索で法人コード(法人の認定番号)をまず検索してのち、名前・メールアドレス・住所及び電話番号などの個人情報を入力しなければならない(認規 38 で提出される別紙 2, 3, 4 等は閲覧できない)。

閲覧したい情報を指定し、閲覧する日程を指定(1か月以内)、請求目的も記載してのち、指定日から10日間のみの閲覧である。「閲覧制度のご利用にあたって」も検索操作の記載がなく丁寧な説明とは言えない(「利用にあたって」「請求表示画面」の記載はあるが)。 気軽に情報を参照できず閉鎖的だという印象を与えている。

さらに、認定が取り消された法人の過去の情報はすぐに閲覧できなくなる。

(3)情報開示の内容としての問題

認定 NPO 法人の場合の活動計算書、公益法人の正味財産増減計算書の会計基準は示されているが、開示の基準として定めていない。会計基準として、企業会計にならい計算書類の記載内容はより詳細化が進められている。

また、同じ書類を提出する定めになっているが内容はまちまちである。寄附者等にとって各法人の計算書類を比較できないので、開示の基準が詳細しすぎて寄附者にとってどの程度参考になっているのか疑問である(専門家に分析を依頼しないと公益法人を比較できない)。小規模法人の場合も含め開示に相応しい客観的な妥当なものか、英米等の制度を比較して改めて見直す時期ではないか。
⑦事業報告・同付属明細書(一般法規則34)

一般法規則(34)の定め(状況に関する重要な事項、体制の整備の概要・運用状況、補足する重要 事項の内容)以外に、寄附者等への開示に相応しい具体的記載の要領が示されていない。

⑦計算書類·同付属明細書·注記事項(法 123、法規則 26~33)

公益法人の場合、公益法人会計基準・運用指針に従う必要はない(FAQVI-4-①~4-④(会計基準)、VI-5-①~5-③(作成すべき書類等))し、また法人により勘定科目形態が簡略化されているものもあるが、特に行政指導もないようである。もっとも、認定NPO法人の場合、正規の簿記の原則に従い継続して採用する法 27 条の規定以外に会計処理基準の定めはない。

4 改善提案

① 認定申請・変更認定申請書類の開示

認定申請及び変更認定申請(これらの係る添付書類)は情報公開請求により入手できる(プライバシー、機密はマスキング)。しかし、ステークホルダーにとっては、定性的な情報は貴重であり、わざわざ請求することは第二の手段であるべきであり、また寄付者がわざわざ法人に要求もできず、法人自らが提供するものでないことから重要な情報である(法人の自律を促すことになる)にも拘らず入手が容易ではない。個人情報、機密情報を除き公開される仕組みの改正を提案する。

- ② 毎年の情報開示ウェブサイトの見直し
- ⑦ 別紙 1 「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの」の見直

別紙1の上記の情報はウェブサイトでは1年間のみになっている(法人は5年備置き)。5年分がすぐに見えるようにし、比較できるようにすべきである。また、掲載される事項は、寄付者等への説明として、事業活動、組織、関係数値として不十分であり、誤解されうると考えられ、再検討を提案する。さらに、公開されるのは照会・検索する時点の公益法人のみであり、取消し又は解散された法人はすぐに掲載されなくなる。監督者として過去のことを開示する必要があるべきと考えるので、法令改正を提案する。

① わざわざ閲覧請求してのちに対応する仕組みが不便である。

NPO法人のように、簡単な操作により寄付者等のステークポルダーが速やかに検索して情報入手できる仕組みが望まれる(ICT戦略を進める政府のモデルといえるだろう)。

③ 開示する計算書類等の統一化

組織運営の状況が不透明であるので組織の状況がわからない。事業報告書の記載事項(⑦公益 目的事業等の事業ごとに係る計数(主な費目と額、主な財源と額、誰が何を何件何人等の活動状況 (定期報告する事項))、②内部体制、⑦機関運営の状況など)、計算書類の法人類型・規模ごとの統 一表示基準の規則化、及び決算書類から報告へのさらなるICT化(合理化、作業負担及び誤りを少なくするため)の検討を会計研究会以外の有識者による検討を提案する。

(関係法令)

(公益認定法第22条第2項)

「行政庁は、公益法人から提出を受けた<u>財産目録等</u>について閲覧又は謄写の請求があった場合には、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。」

(公益認定法規則第39条)

「法第22条第2項の規定による閲覧又は謄写は、行政庁が定める場所において行うものとする。

2 行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」

(公益	認定法第21条第4項)	開示対象書類 財産目録等 15 種	種類
	同条第1項に規定す	事業計画書	
	る書類	収支予算書	
		その他の内閣府令で定める書	資金調達及び設備投資の
		類 (規則 27)	見込みを記載した書類
	同条第2項各号に規	財産目録	
	定する書類	役員等名簿	
		報酬等の基準を記載した書類	
		内閣府令で定める書類(規則	キャッシュフロー計算書
		28)	
			組織事業活動概要、数値
	定款		
	社員名簿		
	法人法129条第1	貸借対照表	
	項(同199条におい	損益計算書	
	て準用する場合を含	事業報告	
	む) において規定する	これらの付属明細書	
	計算書類等	監査報告又は会計監査報告	

- 5 英国、米国の情報開示の現状
- (1) 英国における登録情報の公開 (別紙2(1)ご参照)
- (2) 米国における登録情報の公開 (別紙2(2)ご参照)
- (3)その他の欧米諸国における登録情報の公開 (別紙2(3)ご参照)

以上

資料 3-2 別紙 1 「NPO法人と公益法人の情報公開、ポータルサイト掲載比較表」

① 全国地産非産村活動法人情報(内関南 NPO法人ボータルウイト)					の情報公開、ホーダルリイト掲載比較衣」
下記 下記 下記 下記 下記 下記 下記 下記	(1) 全国	国特定非	営利活動法人	情報(内閣府 NPO法人ポータルサイト)	
下記		団体名	5 称		法人コード
## 2					
##				ナル ・	
(元表が78年年) (元					→ ★ 本人の名称
正成に到該され日的				在地	本八世の
法人政立認証年月日 法人政立認証年月日 法人政立認証本月日 法人政立認証本月日 法人政立認证年月日 法人政立 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接		代表者			┃ , │ 行政庁
		法人言	9.立認証年月	В	─ 法 郵便番号
表対分野					—————————————————————————————————————
記定・仮認定 下記基本				. 🗆 н л	
PST 基準 記定販済日 およんのニタードレス・ランドレス 事業の履領 事業の履行 事業の雇任 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の雇任 事業の雇任 事業の雇任 事業の提供 事業の雇任 事業の雇任		店期2			上にる事物がの住所
PST 基準 記定販済日 およんのニタードレス・ランドレス 事業の履領 事業の履行 事業の雇任 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の提供 事業の雇任 事業の雇任 事業の雇任 事業の提供 事業の雇任 事業の雇任				忍定	│ _笙 │ 代表電話番号
認定開始日 一次			PST 基準		一 ザ 代表者の氏名
設定 設定 設定 設定 設定 設定 設定 設定	<i>,</i> –			1	ナーノページアドレフ
おかけ ままり まま	仃				
おかけ		認定			
仮認定年月日	政	110 AC	□認定取消日	3	
仮認定政消日	-21		仮認定年月	18	■ ■ 事業の概要
仮認定取消日	7		仮認定準定	7 🗆	
法人の事業 非常利活動事業 法人の事業 公益目的事業 収益事業等 公益目的事業 収益事業等 1. 定款 2. 事業制画 3. 収支予算書 4. 资金制速及的是设施投资の見込みを記載した書類 5. 財産目録 4. 资金制速及公益建设 2. 事業制画 3. 収支予算書 4. 资金制速及公益建设 3. 収支予算書 4. 资金制速及公益建设 4. 资金制速及公益建设 4. 资金制速及公益建设 4. 资金制速及公益建设 4. 资金制度及企业 4. 资金制速及公益建设 5. 財産目録 4. 日本の社 1. 及自秘制度的与规程 10. 社員名簿 (住所を除く) 11. 资值分照表 10. 社員名簿 (住所を除く) 11. 资值分照表 12. 损益书第表 13. 事業報告 14. 日本の本の上の主質書 2. 原型制度的内容 3. 受取助成金等 3. 要求结告 15. 整本整告 16. 会計监查報告 16. 会計监查報告 16. 会計监查報告 17. 发生或者数 2. 受取高数金 2. 受取高数金 2. 受取高数金 2. 受取高数金 2. 受取高数金 3. 受取助成金等 4. 事業収益 4. 11 × 13 × 13 × 14 × 11 × 13 × 15 × 15 × 40 × 15 × 16 × 16 × 16 × 16 × 16 × 16 × 16					
お歌 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			1仅認定取消		
お歌 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	力	注上人	の車条		
「日本の		本人(ノ争未		
で表がの変更に係るを記に関する書類の写し 東京	넴		記載車荷1		
大	H				
でいる では では では では では では では で	±Ρ		正款の変更	さに徐る登記に関する書類の与し	
本報告書 1	¥坟	閱	定款の変更	三に係る認証に関する書類の写し	

# 財産目録		睡生	汗動計算量	<u>-</u>	・ 大型調え入り設備人気の元を行って出来した自然
## 財産目録		見	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	-	A 45 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
大連 大連 大連 大連 大連 大連 大連 大連				₹	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		書	財産目録		
類				7.簿・報酬有無	
下の		鞱			
投資報酬職員給与規程 投資		~×			
監督情報					
監督情報 12. 損益計算表 13. 事業報告 13. 事業報告 14. 11~13 15. 医変報告 15. 医変報告 16. 会計監査報告 17. 少アックス 17. 対・ルフドレス 15. 医変報告 16. 会計監査報告 16. 会計監査報告 17. 受取会費 5. を変数所強 5. をの他収益 5. をの他経費 5. をの他経費 5. をの他経費 5. をの他経費 5. を変数所述 5. を変数所述 5. を変数の表 5. をのかます 5. をのます 5.			役員報酬職	戰員給与規程	
##		監督的	青報		■ 12. 損益計算表
### 2					40 + 46+0 4-
Au				자 므	
10. 温量報告 10. 金融		組		ff ク	
大					- I
大					16. 会計監査報告
報 本書 本書 本書 本書 本書 本書 本書		情	メールアドロ	レス	
事業年度		±0	常勤職員数		
本学年度				为 宓	
大				,	
1. 受取会費 受取会費 受取合費 受取合費 受取高附金 受取助成金等 受取助成金等 受取助成金等 事業収益 事業収益 手幣 手幣 手幣 手幣 手幣 手幣 手幣 手		-	<u> </u>	* ******	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩
法人 2. 受取寄附金 受取助成金等 3. 受取助成金等 受取助成金等 4. 事業収益 事業収益 5. その他収益 その他収益 1. 軽常費用計 経常費用 1. 事業費 事業費 形態別経費科目 (1)人件費、(2)その他経費 2. 管理費 管理費 形態別経費科目 (1)人件費、(2)その他経費 1. 当期経常増減額 2. 管理費 管理費 形態別経費科目 (1)人件費、(2)その他経費 2. 管理費 管理費 形態別経費科目 (1)人件費、(2)その他経費 1. 当期経常増減額 1. 当期経常増減額 当期経常増減額 1. 経常外費用 V. 経常外費用 V. 経常外費用計 経常外費用 V. 経常外費用計 経常外費用 V. 経常外費用計 経常外費用 V. 経常外費用計 中級正味財産増減額 VI. 経理区分振替額 中級主味財産増減額 VI. 次期繰越正味財産額 一般正味財産期末残高 II. 資産の部(流動・固定) 日、資債の部(流動・固定) II. 資産の部(流動・固定) 日、正味財産の部(前期繰越・当期繰越)(期首残高・期末残高) 準拠会計基準(NPO会計基準) 公益法人会計基準					
大					
大				2. 受取寄附金	受取寄附金
大	法		[
VII. 性性区が振音観 地田			特		
VII. 性性区が振音観 地田	,		定		
VII. 性性区が振音観 地田			活 非		
VII. 性性区が振音観 地田	-		営	Ⅱ.経常費用計	経常費用
VII. 性性区が振音観 地田	人		動 利		
VII. 性性区が振音観 地田		財	活		ア
VII. 性性区が振音観 地会計振音観 地名計振音観 地区会計振音観 地区会計振音観 当期一般正味財産増減額 地区・財経機関 中級正味財産期首残高 水の水が緑地では、水の水が水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水	カ		計一動	(リ人計算、(4)での他栓質	At an the sea of the s
VII. 性性区が振音観 地田	,,		1 1 20		官埋質 形態別経質科目
VII. 性性区が振音観 地会計振音観 地名計振音観 地区会計振音観 地区会計振音観 当期一般正味財産増減額 地区・財経機関 中級正味財産期首残高 水の水が緑地では、水の水が水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水の水が、水	//主	וכני	笛 区	(1)人件費、(2)その他経費	
VII. 性性区が振音観 地田	1月	悖	カ 広	Ⅲ 当期経堂博減額	
VII. 性性区が振音観 地田		IFI	車 1 プ		
VII. 性性区が振音観 地田	報	表C	■ 事	14. 性币7个以金司	
VII. 性性区が振音観 地田		ŤΙΧ	 		
WI. 当期正味財産増減額 当期一般正味財産増減額			一	VI. 経理区分振替額	┃ 他会計振替額
WII. 前期繰越正味財産額				Ⅷ、当期正味財産増減額	
IX. 次期繰越正味財産額 一般正味財産期末残高 貸借 I. 資産の部(流動・固定) 対照 II. 負債の部(流動・固定) 表 III. 正味財産の部(前期繰越・当期繰越) (期首残高・期末残高) 準拠会計基準(NPO会計基準) 公益法人会計基準				1 前期級批正性財产類	
貸借 I. 資産の部 (流動・固定) 対照 Ⅱ. 負債の部 (流動・固定) 表 Ⅲ. 正味財産の部(前期繰越・当期繰越) (期首残高・期末残高) 準拠会計基準 (NPO会計基準) 公益法人会計基準					
対照 I. 負債の部(流動・固定) 表 II. 正味財産の部(前期繰越・当期繰越) (期首残高・期末残高) 準拠会計基準(NPO会計基準) 公益法人会計基準					一般止味財圧期木残局
対照 II. 負債の部(流動・固定) 表 III. 正味財産の部(前期繰越・当期繰越) (期首残高・期末残高) 準拠会計基準(NPO会計基準) 公益法人会計基準					
表 Ⅲ. 正味財産の部(前期繰越・当期繰越) (期首残高・期末残高)			対照 Ⅱ.	負債の部(流動・固定)	
準拠会計基準 (NPO会計基準) 公益法人会計基準) (期首残高・期末残高)
		i L			
塩宜の美胞			/E WI == == - E /		
				手 (NFO云司圣平)	

2. 具体的改正要望

- D. 情報公開についての見直し
- (1) 認定申請・変更認定申請書類の開示

認定申請及び変更認定申請(これらの係る添付書類)は社会、ステークホルダーにとっては、重要な定性的な情報である。個人情報、機密情報を除き公開される仕組みの改正を提案する。

- (2) 毎年の情報開示ウェブサイトの見直し
- ⑦ 別紙 1「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの」の 見直し

掲載される事項は、1年度のみであり、寄付者等への説明として、法人の近況を示す事業活動、 組織、関係数値として不十分であり、誤解されうると考えられ、再検討を提案する。英米等を比較し てステークホルダーにとって分かりやすい開示を見直す時期ではないか。

- ① 所定の開示申請をしなければ開示できない理由はないので、いつでも検索できるようにすべき である。また、最近取消し又は解散された法人も掲載すべきである。
- (3) 開示する計算書類等の統一化

事業報告書、正味財産増減計算書の記載事項・様式の、寄附者等にとってわかりやすい法人 類型・規模ごとの簡便な標準化を提案する。

<改正の理由>

① 認定申請・変更認定申請書類の開示

認定申請及び変更認定申請(これらの係る添付書類)は情報公開請求により入手できる(プライバシー、機密はマスキング)。しかし、社会、ステークホルダーにとっては、定性的な情報は重要であり、わざわざ請求することは第二の手段であるべきであり、また寄付者がわざわざ法人に要求もできず、法人自らが提供するものでないことから重要な情報である(法人の自律を促すことになる)。

認定NPO法人の場合には上記のように所轄庁の認定基準適合の申請添付書類が開示される部分がある。

- ② 毎年の情報開示ウェブサイトの見直し
- ⑦ 別紙 1「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの」の見直

別紙1の上記の情報はウェブサイトでは1年間のみになっている(法人は5年備置き)。5年分がすぐに見えて比較できるようになっていない。

また、掲載される事項は、寄附者等への説明として、事業活動、組織、関係数値として不十分であり、誤解されうる。

公開されるのは照会・検索する時点の公益法人のみで備置き書類であり、取消し又は解散された 法人はすでに掲載されていない。監督者として過去のことを開示すべきである。

確認したいときにすぐに入手できず、大変な手間と時間がかかる。また法人の機関運営の透明性 を示す定期提出書類(事業報告)、認定・変更認定申請書類は対象外である。

⑦ 閲覧手続き

E アドレスを通知しないと閲覧できない。わざわざ閲覧請求してのちに限定的な開示の仕組みになっている。

NPO法人のように、簡単な操作により寄附者等のステークホルダーが速やかに検索して法人の情報が容易に入手できない。

※ 開示の手続

⑦閲覧請求

事業報告等(認規38で提出される別紙2,3,4等は閲覧できない)を閲覧するためには、検索で法人コード(法人の認定番号)をまず検索してのち、「事業報告等の閲覧請求」より、請求画面に移り、名前・メールアドレス・住所及び電話番号などの個人情報を入力しなければならない。

請求画面では1回10法人以内に限定され、10法人超を請求する場合は10法人単位で複数回請求を繰り返す必要がある。対象法人のコード番号が必要になるので、事前に法人の基礎情報(別の画面「法人情報」)を確認する必要がある。「閲覧制度のご利用にあたって」も検索操作の記載がなく丁寧な説明とは言えない。

(7)閲覧

ウェブ上の閲覧は、請求者が閲覧したい対象法人、対象書類及び閲覧日(1か月以内)を指定し、 請求目的も記載してのち入力したメールアドレスあてに閲覧場所の URL を掲載したメールが指定日 に送信される。閲覧・ダウンロードは、指定日から 10 日間である。気軽に情報を参照できない、閉鎖 的だという印象を与えている。

さらに、認定が取り消された法人の過去の情報はすぐに閲覧できなくなる。

③ 開示する計算書類等の統一化

ステークホルダーには法人組織の運営状況がわからない。

事業報告書の記載事項(⑦公益目的事業等の事業ごとに係る係数(主な費目と額、主な財源と額、 誰が何を何件何人等の活動状況(定期報告する事項))、①内部体制、⑦機関運営の状況などの具 体的な記載を指摘すべきである)の内容は法人ごとまちまちである。開示の内容が詳細しすぎて(専 門家に分析を依頼しないと公益法人を比較できない)各法人の計算書類を見ると活動内容と会計数 値との関係が寄附者等にとって比較できない。

また、計算書類は一様の統一表示基準があるが、勘定科目形態が簡略化されているものもあり、特に行政指導もないようである。個別には法人独自である。

寄附文化を醸成したい、社会問題を明らかにしたい法人の活動と財務の状況を示す簡潔で分かり やすい開示すべき基準が判然としない。

ステークホルダーにとって、活動の内容に対する会計的数値の関係がわかる様式が望まれる。また、 決算書類から定期報告へのさらなるICT化により、法人の作業負担及び誤りを少なして正確な表示 が望まれる。

※⑦事業報告・同付属明細書(法規則34)

公益法人の場合の、法人法規則(34)の定め(状況に関する重要な事項、体制の整備の概要・運用状況、補足する重要事項の内容)の具体的な記載の要領・例示がなく指摘も示されていない。

※

②計算書類・同付属明細書・注記事項(法 123、法規則 26~33)

公益法人の場合、公益法人会計基準・運用指針に従う必要はない(FAQVI-4-①~4-④(会計基準)、VI-5-①~5-③(作成すべき書類等))。会計基準ではなく、寄附者にとって事業活動に即したわかりやすい開示の基準といえるかが疑問である。

以上

別紙 2 2018. 10. 25 (白石)

各国における規制当局の法人情報公開状況

(1) 英国における登録情報の公開

英国のチャリティは、イングランド及び ウェールズのチャリティの根拠法であるチャリテ ィ法(11 年法 211 条以下、CIO は 194 条以下) によって、チャリティ側に一定の法人情報の開 示義務が課せられている。それに加え、チャリ ティの規制当局であるチャリティ委員会はオンラ インで全チャリティの登録情報をウェブ上で公 表しており(図 1)、公衆によるモニタリングやチ エックが可能となっている。このような取り組みに より、規制強化を図らずしてチャリティの健全性 を維持させることが可能となっていると、チャリテ ィ委員会元委員長の William Shawcross 氏は話 す。米国も一般市民からの支持率が 501(c)(3) 法人の判定基準(PST 要件)となっており、英米 では市民を巻き込んだ内容の政策が取られて いる。

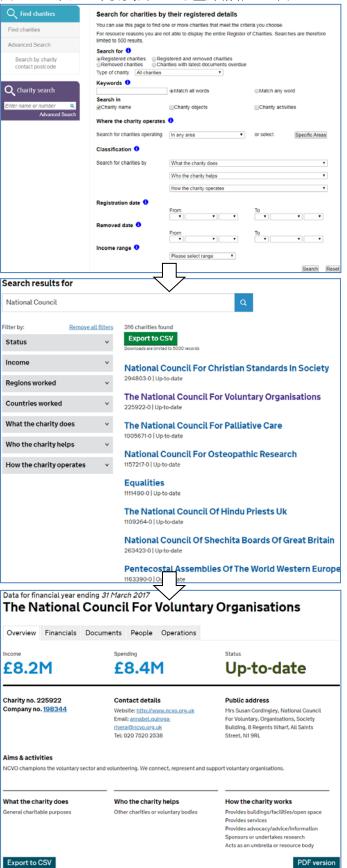
チャリティ委員会がオンラインで公表している登録情報は、チャリティが年次報告や登録データの変更を目的に電子登録した財務会計情報を含む法人情報であり、それら登録情報は表やグラフに加工するなどして法人の状態などが容易に把握できるよう工夫されている。併せてオンラインで提出された広報用の年次報告、会計資料、定款などもダウンロードして閲覧できるようになっている。また、登録情報を閲覧できるページはカテゴリー別(法人概要、財務会計、添付資料、人員構造、運営)にページ表示され、利用しやすいシステム環境が提供されている。

チャリティ委員会は登録情報を GuideStar UK 等の民間団体に登録情報を提供し、彼らの検 索エンジンによる法人検索、登録情報の閲覧、 印刷も可能にしている。

※検索システムには 168,200 法人のチャリティおよび公益法人(CIO)の登録情報がストアーされている。チャリティ委員会に対する年次報告や登録データの変更などは電子申請のみ受け付けられており、チャリティは過去のデータを上書きすることで報告が完了する。更新された年次報告の内容はチャリティ委員会事務局によってチェックされ、その後検索システムに反映される。

3

図1 チャリティ委員会による登録情報の公開



(2) 米国における登録情報の公開

米国の非営利組織は州法にもとづき設立される が、並行して内国歳入庁(IRS)によって連邦税の 免税措置が承認されていること、そして承認後も年 度ごとに年次報告書(Form990)が提出されている ことが必要である。非営利組織は法制面でその Form 990 の公開が義務付けられているが、IRS 自らが公開 しているのはごくわずかの登録情報であり、内容的 に寄附者が寄附先団体の免税ステイタスをチェック するだけの為のものとなっている(図2)。しかし、 IRS は登録情報を公共物と捉え、GuideStar、Urban Institute、Charity Navigator 等の民間団体に全非 営利組織の Form990 の写しを無償で提供しており、 それら民間団体が整備した検索システムにより非営 利組織の検索、過去5年分の Form990 の内容の閲覧 やダウンロードが可能となっている(図3)。IRS の検索システムは、2,336,574 法人の免税団体の 検索が可能であり、うち Form990 提出法人は 377,343 法人である。

図2 IRS による登録情報の公開

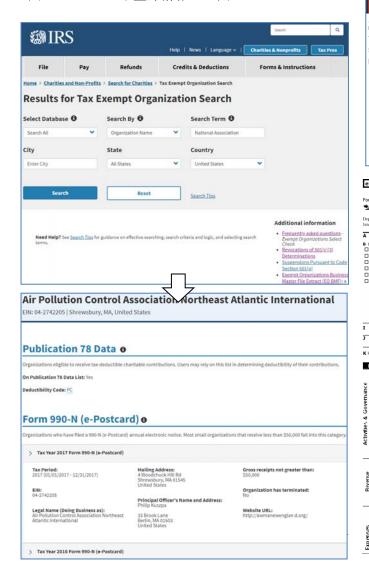


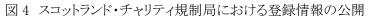
図3 GuideStar による登録情報の公開



(3) その他欧米諸国における登録情報の公開

多くの国々ではチャリティの規制当局による登録情報の公開が進んでおり、スコットランドの場合は スコットランド・チャリティ規制局(図 4)、カナダの場合はカナダ内国歳入庁(図 5)、オーストラリアの場 合はオーストラリア・チャリティ委員会(図6)、ニュージーランドの場合は総務省(図7)がその業務を担 っている。英国を含む欧米諸国および日本が公開している登録情報の内容比較で共通して言えるこ とは、欧米諸国の場合は一般市民や寄附者など情報利用者のニーズを考慮した内容(活動地、登録 状態、受益者、年次報告等の添付資料など)が公開されており、一方で公益法人の場合は、財務三 基準の計算結果や勧告または命令の有無など認定や規制絡みの情報の割合が他国と比較して高い 状況にある(図 9)。 情報公開に限らず制度設計などの面においても、日本では一般市民や現場の都 合に合わせるのではなく、行政の都合に合わせた(締め付けの)制度環境が整備される傾向にあるが、 このような状況下では一般市民や現場は自由活発に行動ができず、このことは市民社会や民主的思 考の成長の減退にも繋がっていると思われる。

これら4カ国の非営利法人検索システムに登録されている情報数は、スコットランドがチャリティ、公 益法人(SCIO)、公益信託など 24,500 法人、カナダがチャリティ、財団など 91,343 法人、オーストラリ アがチャリティ54,000 法人、ニュージーランドがチャリティ5,620 法人である。



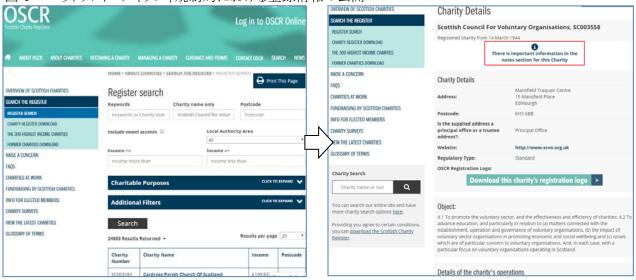


図 5 カナダ内国歳入庁における登録情報の公開>

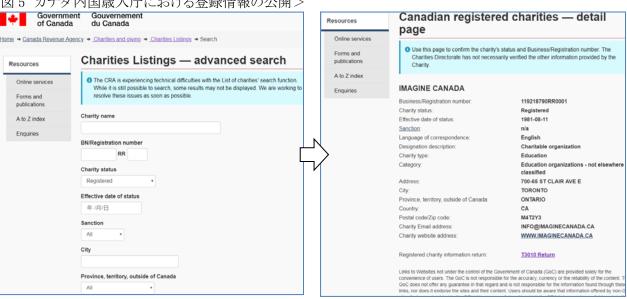


図 6 オーストラリア・チャリティ委員会における登録情報の公開

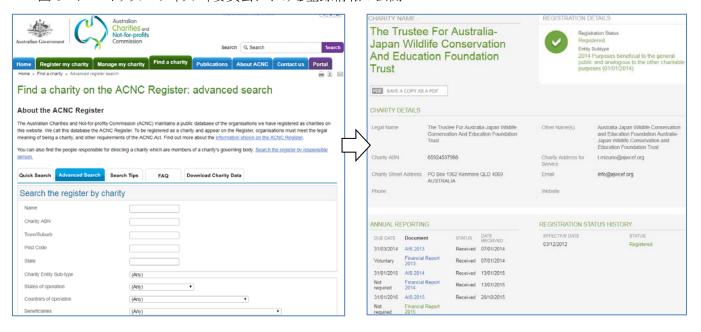
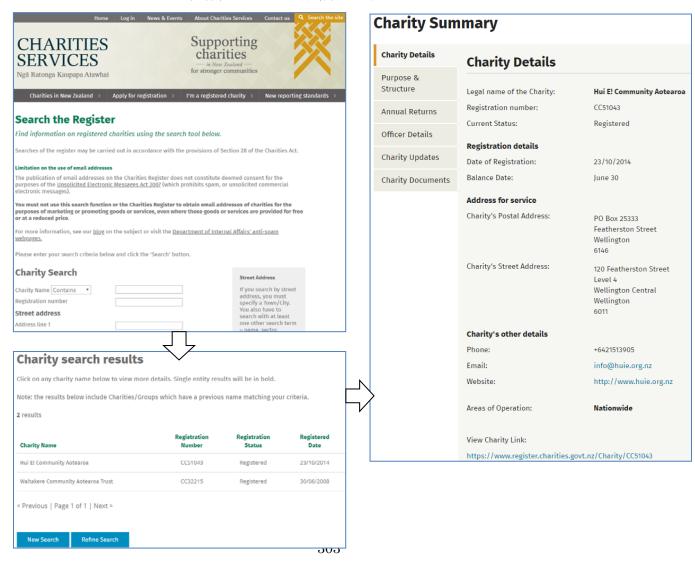


図7 ニュージーランド総務省における登録情報の公開



(4) 日本における登録情報の公開

日本の場合は、行政の中に縦割り文化が根付いているゆえ、多くの法人格とそれらを取り締まる規制機関が存在し、それぞれの連携はないに等しい。従って、法人のデータベースもそれぞれの規制機関が運営しており、例えば公益法人の場合は内閣府公益認定等委員会、特定非営利活動法人の場合は内閣府政策統括官が運営を担う。

公益認定等委員会がデータベースを通じて公開している登録情報は、欧米諸国のケースとは異なり、組織の健全性、安定性、信頼性などを評価できるような情報ではなく、認定や規制絡みの情報が比較的に多い。その意味で、一般市民や寄附者など情報利用者のニーズを満たす内容が公開されているとは言い難い内容になっていると言える。

定期提出書類関係は、一度に 10 件しか申請できない「事業報告書等の閲覧申請」を行わなければならず、審査にパスしても閲覧、ダウンロードできる期間は 10 日間で登録情報へのアクセスが厳しく制限されている。

図8 内閣府における登録情報の公開



図9公益認定等委員会における登録情報の公開



(5) アドバンスド・サーチによる検索項目の各国比較

- ・米国 IRS が提供している検索システムは検索項目が 4 項目のみにとどまっており、十分とは言えずお粗末。
- ・他地域はあらゆる項目によってソート検索が可能であり、その項目内容については地域差がみられる。

①検索項目の数

英国	スコットラン	米国	カナダ	オーストラ	ニューシ゛	公益	特活
	۲,			リア	ーラント゛		
12	15	4	10	9	10	8	12

詳しくは別紙3ご参照。

②検索項目の内容

認定取得の	多くの国では 2 段階方式を採用していないため、認定取得の有無によるソート検索は
有無	ない。
活動目的	地域性:英国、スコットランド、日本は活動目的による検索が可能。
活動地	日本以外の国々では活動地によるソート検索が可能。
規制機関	多くの国は集中管理方式を採用しているため検索項目に無い。日本のみ分散管理方
	式を採用しているため規制機関によるソートが可能。なお、スコットランドは登記所の
	登録先によるソートが可能。
所在地	地域性:所在地による検索はオーストラリア、ニュージーランドおよび日本において有
	効。
受益者	地域性:英国、スコットランド、オーストラリア、ニュージーランドで受益者による検索が
Į	可能。
登録取消日	英国、スコットランドでは過去に存在していたチャリティの検索も可能。
収入額	英国、スコットランドでは収入による検索も可能。

(6) 登録情報の公開内容の各国比較

- ・米国 IRS は登録情報を積極的に公開することはしていない。むしろ民間に Form990 の登録情報を 提供して GuideStar といった民間団体に公開させている。
- ・その他欧米諸国は寄附をする際の判断材料となりうる項目を中心に公開しており、とくにカナダは公開する情報が充実している。
- ・日本の場合は、公開している登録情報に関し一般市民や寄附者など情報利用者のニーズを考慮した内容となっていない。

①登録情報の項目数

	英国	スコットラン	米国	カナダ	オーストラ	ニューシ゛	公益	特活
		ŀ,			リア	ーラント゛		
基本情報	9	10	8	11	13	10	10	11
組織情報	6	0	0	7	3	4	3	1
組織運営	5	4	0	13	9	5	2	3
財務会計	18	12	1	17	14	25	9	21
その他情報	6	0	0	4	0	0	1	0
添付資料	3	3	1	1	4	1	0	4
合 計	47	29	9	53	43	45	25	40

詳しくは別紙3ご参照。

②登録情報の項目内容

	X 1 3 1
法人コード	公益法人登録番号の他に、法人番号制度が新たに追加された日本のみに法人コー
	ドの項目が入っている。
代表者名	代表者氏名は米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本で公開している
	が、米国の場合は代表者の住所も公開している。
登録状態	日本以外は、登録団体か解散法人かなどの登録状態が公開されている。
規制機関	日本の場合、都道府県+内閣府別の行政庁の確認ができるようになっている。米国
	およびカナダも州法に基づき設立されているが、規制局の項目はない。
連絡先	米国やスコットランドはメールアドレスや電話番号が公開されていない。カナダは事務
	所住所以外すべて公開されている。もれなく公開されているのは公益法人のみ。
活動地	英国、スコットランド、オーストラリア、ニュージーランドは活動地が公開されているが、
	米国、カナダ、日本は公開されていない。
税金控除期	米国のみ税金控除期間(1年更新)を公開している。
間	
組織構造	英国、オーストラリア、ニュージーランドは人員構造の公開がなされているが、米国、カ
	ナダ、日本では公開していない。
会員数	公益法人(社団)のみ会員数が公開されている。
役員	カナダのみ役員(報酬含む)に関する情報の公開が積極的である。
関連会社	英国は関連会社、カナダは親会社との関係について示す情報が公開されている。
組織運営	組織運営情報はカナダが最も積極的に公開しており、一方で米国は全く公開項目が
	なくカナダと対照的。英国、スコットランド、オーストラリア、ニュージーランドは同じ項目
	を公開する傾向にある。
会計	ニュージーランドは会計情報を積極的に公開しているが、米国は収入合計額しか公
	開していない。
公益目的支	英国と日本のみ割合を公開しており、カナダは寄附金および助成金の詳細情報を公
出割合	開している。
添付資料	英国、スコットランド、オーストラリア日本の特定非営利活動法人において年次報告等
	の資料をダウンロードできるようになっている。
その他事項	英国のみ保有する運営文書の種類や方針などを公開している。

別紙3 2018.10.25(白石)

各国の規制機関が運営する非営利組織データベースの状況

A:英国、B:スコットラント、C:米国、D:カナダ、E:オーストラリア、F:ニューシ、ーラント、G:公益法人、H:特活法人

検索項目	欧	州	北	米	大洋	羊州	日	本
	А	В	С	D	Е	F	G	Н
称号(Designation, Type of charity)	0	0	×	0	X	×	0	×
登録番号(Registration number)	0	0	0	0	0	0	0	0
法人コード(Organization code)	×	×	×	×	X	×	0	×
登録状態(Charity status)	0	0	×	0	0	×	×	0
認定取得の有無	×	×	×	×	×	×	×	\circ
キーワード(Keywords)	0	0	×	×	×	×	×	×
法人名(Charity name)	0	0	0	0	0	0	0	0
代表者名	×	×	×	×	X	0	×	0
活動目的(Charity objects)	0	0	×	×	X	×	0	0
活動地:州·国(Area of operation)	0	0	0	0	0	0	×	×
活動地:市町村(Area of operation)	×	0	0	0	×	0	×	×
規制機関(行政庁、所轄庁など)	×	0	×	×	×	×	\circ	0
郵便番号検索(Postal code)	×	0	×	0	0	0	×	×
所在地(Address)	×	×	×	×	0	0	0	\circ
従たる事務所所在地(Address for branch office)	×	×	×	×	×	×	×	\circ
活動内容(What the charity does、Category)	\circ	\circ	×	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
受益者(Who the charity helps)	0	0	×	×	0	0	×	×
支援内容(How the charity operates)	0	×	×	×	×	0	×	×
登録日(Registration date)	0	0	×	\circ	0	×	×	0
登録取消日(Removed date)	0	0	×	×	×	×	×	×
収入額(Income range)	0	0	×	×	×	×	×	×
賞罰(Sanction)	×	×	×	0	X	×	×	×
事業報告書等の有無	×	×	×	×	×	×	×	0
項目数合計	12	15	4	10	9	10	8	12

公開内容

法人基本情報(Overview)	欧	州	北	米	大汽	羊州	日本	
	А	В	С	D	Е	F	G	Н
法人名(Charity name)	0	\circ	0	\circ	0	0	0	\circ
他の名称(Other names)	0	×	×	×	0	×	×	×
登録番号(Registration number)	0	0	0	0	0	0	0	×
法人コード(Organization code)	×	×	×	×	×	×	\circ	\circ
称号(Designation, Type of charity)	×	0	×	0	0	×	0	×
過去の称号(Previous Designation, Type of charity)	×	0	×	×	×	×	×	×
代表者名及び役職(Public contact name & position)	×	X	0	0	0	X	0	0

代表者住所	×	×	0	×	×	×	×	×
登録状態(Charity status)	\circ	0	0	0	0	\circ	×	×
規制機関(行政庁、所轄庁など)	×	×	×	×	X	×	0	0
法人設立日(Date established)	×	0	×	×	0	×	×	0
登録日(Registration date)	×	×	×	0	0	\circ	\circ	×
ホームページ(Website)	\circ	0						
Eメール(E-mail)	0	×	×	0	0	0	×	0
電話番号(Phone number)	\circ	×	×	0	0	\circ	\circ	0
FAX 番号(FAX number)	×	×	×	\circ	×	×	×	0
住所(Public address)	0	0	0	×	0	0	\circ	0
従たる事務所住所(Address for branch office)	×	×	×	×	×	×	×	0
活動地(Area of operation)	0	\circ	×	×	\circ	0	×	×
税金控除期間	×	×	0	×	×	×	X	×
情報更新日	×	0	×	0	X	0	×	×
小 計	9	10	8	11	13	10	10	11

組織情報(Organization)	欧	州	北	米	大汽	羊州	日	本
	А	В	С	D	Е	F	G	Н
理事数(Trustees)	0	×	×	×	×	×	×	×
職員数(Employees)	0	×	×	×	0	0	×	\circ
非常勤職員数(Part time employees)	×	×	×	×	0	0	×	×
ボランティア数(Volunteers)	0	×	×	×	0	0	X	×
会員数(Number of members)	×	×	×	×	×	×	0	×
理事会名簿(Trustee board)	0	×	×	\circ	×	\circ	×	×
理事の他の所属(Other trusteeships)	0	×	×	×	×	×	×	×
役職員給与総額(Compensation for all position)	×	×	×	0	×	×	0	×
謝金支払額(Professional and consulting fees)	×	×	×	0	×	×	×	×
常勤職員給与額(Compensation full-time positions)	×	×	×	\circ	×	×	×	×
関連会社の保有状況(Trading)	0	×	×	×	×	×	×	×
親会社・親団体との関係の有無	×	×	×	0	×	×	×	×
親会社・親団体の名称、法人番号	×	×	×	\circ	×	×	×	×
過去における経営危機の有無	×	×	×	\circ	×	×	×	X
当事業年度の勧告又は命令の有無	×	×	×	×	×	×	0	×
小計	6	0	0	7	3	4	3	1

組織運営(Operation)	欧	欧州		北米		大洋州		本
	А	В	С	D	Е	F	G	Н
年度内における活動実態の有無	×	×	X	0	0	×	×	×
活動目的(Aims/Charitable objects)	\circ	\circ	×	×	\circ	0	\circ	\circ
活動内容(What the charity does, Program area)	\circ	\circ	×	\circ	\circ	0	0	\circ
活動内容の詳細(Ongoing programs)	×	×	×	0	0	×	×	\circ
活動内容別比率(% of emphasis)	×	×	×	\circ	×	×	×	×
受益者(Who the charity helps)	0	0	×	0	0	0	×	×

支援内容(How the charity operates)	0	×	×	×	×	×	×	×
次年度における新事業実施の予定	×	×	×	×	0	×	×	×
コンプライアンスの状況(Compliance history)	\circ	\circ	×	0	0	0	×	×
*定期提出書類の提出状況								
法人のサイズ(Size of Charity)	×	×	×	×	\circ	×	×	×
海外における活動状況	×	×	×	0	×	×	×	×
政治活動の実施の有無	×	×	×	0	×	×	×	×
資金調達実施の有無	×	×	×	0	0	×	×	×
政治活動の実績の詳細(政治活動への費用額含	×	×	×	\circ	×	×	×	×
む)				·				
資金調達手段(Description of fundraising methods)	×	×	×	0	×	×	X	×
資金調達活動の詳細(Summary of fundraising	×	×	×	0	×	×	×	×
methods)								
謝金支払の詳細(Summary of payment methods)	×	×	×	0	×	×	×	×
組織構造(Entity structure)	×	×	X	×	×	0	×	×
小 計	5	4	0	13	9	5	2	3

会計(Financials)		欧州		北米		大洋州		日本	
		А	В	С	D	Е	F	G	Н
項	见入合計(Total income)		0	0	0	0	0	X	0
目	行政からの補助金(Rev. from gov.)	×	×	×	0	0	×	X	×
別	寄附金(Donations and bequests)	0	0	×	0	0	0	0	0
収	会費(Membership fee)	×	×	×	X	X	0	X	0
入	法人からの寄附、会費、助成金	×	×	×	0	X	0	X	0
	事業収入(Rev. from charitable services)	0	0	×	X	0	0	X	0
	収益事業収入(Trading activities)	0	0	×	X	X	X	X	×
	投資収入(Rev. from investment)	\circ	0	×	×	\circ	\circ	×	×
	運用益	×	×	×	×	×	0	0	×
	その他収入(Other Rev.)	0	\circ	×	0	0	×	×	\circ
項	支出合計(Total spending, expenses)	0	0	×	0	\circ	\circ	×	\circ
目	人件費(Employee expenses)	×	×	×	×	\circ	0	×	\circ
別	助成·寄附(Grants and donation)	×	×	×	0	0	×	X	×
支	国際助成・寄附(For outside country)	×	×	×	X	0	0	X	×
出	事業実施費(Charitable program	0	0	×	0	X	0	X	0
	管理費(Management &administration)	×	×	×	0	X	×	X	0
	資金調達費(Fundraising)	0	0	×	0	×	0	×	×
	政治活動(Political activity)	×	×	×	0	×	×	×	×
	その他支出(Other expenses)	0	0	×	0	0	0	X	\circ
収3	差引差額(Surplus/deficit)		×	×	×	×	0	X	0
収3	Z支の経年変化(Financial history)		\circ	×	×	×	\circ	×	×
資	資産合計(Total assets)	0	×	×	0	0	0	0	0
産	預金額と現金(Bank accounts and cash)	×	×	×	X	×	0	X	0
	債務額(Debtors and prepayments)	×	×	×	×	×	0	X	0

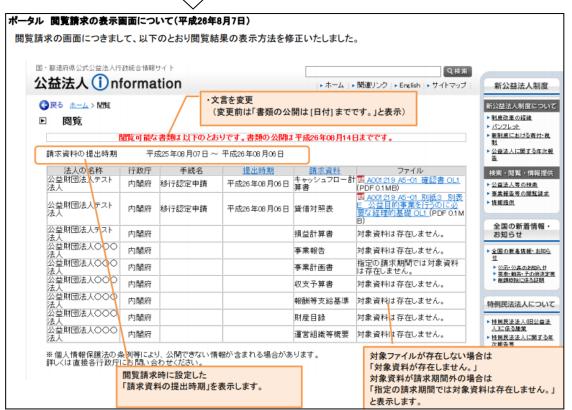
棚卸資産(Inventory/inventories)	×	×	×	×	×	0	×	0
負債(liabilities)	\circ	×	×	0	\circ	\circ	\circ	\circ
会計基準(Accounting standard)	×	×	×	×	×	×	×	0
監査の実施(Existence of Audit)	×	×	×	X	×	×	X	0
遊休財産額	×	×	×	X	×	×	0	×
公益目的取得財産額	×	×	×	×	×	×	0	×
保有財産の有無(Accumulate property)	×	×	×	0	×	0	X	×
保有資産(Accumulate funds)	×	×	×	×	×	0	X	×
自己資産(Own use assets)	0	×	×	×	X	×	X	×
長期投資(Long term investment)		×	×	×	×	0	×	×
確定給付型年金資産または負債(Defined	\circ	×	×	×	×	×	×	×
benefit pension scheme asset or liability)								
その他資産(Other assets)	0	×	×	0	×	0	X	×
特別優遇の認定の有無(Gift aid, 税額控除など)	\circ	×	×	×	×	×	0	×
決算日(Fiscal Period End)	×	0	×	0	0	0	0	0
収支相償(収入>費用の場合の対応)	×	×	×	×	×	×	0	×
正味財産増減額(Changes in net asset)	×	×	×	X	X	×	×	0
小 計	18	12	1	17	14	25	9	21

公益目的支出割合(Charitable spending ratios)	欧州		北米		大洋州		日	本
	А	В	С	D	Е	F	G	Н
公益目的支出割合(Charitable spending ratios)	0	X	×	×	×	×	0	×
グループ収入のうち公益活動に充てた割合	\circ	×	×	×	×	×	×	×
(Group income available for charitable activities)								
保有割合(Retained)	\circ	×	×	×	×	×	×	×
寄附や助成金の拠出の有無	×	×	×	0	×	×	×	X
寄附先、助成先のリスト	×	×	×	\circ	×	×	×	×
海外からの寄付金の詳細	×	X	X	0	×	×	×	×
寄附金以外の寄附の受け入れの詳細		X	X	0	X	×	×	×
添付資料(Documents)								
年次報告(Annual report)	0	0	×	×	0	×	×	0
会計報告(Accounts)	0	0	×	0	0	×	×	0
過去の年次報告、会計報告	\circ	0	×	×	0	×	×	0
決定書	×	X	0	×	×	×	×	×
定款	×	×	×	×	0	0	×	0
その他事項								
保有する運営文書の種類(Governing document)	0	X	×	×	×	×	×	×
保有する方針の種類(Policies)	\circ	×	×	×	×	×	×	×
保有する土地や施設の有無(Land and property)	0	×	×	×	X	X	X	×
小計	9	3	0	5	4	1	1	4
合 計	47	29	9	53	43	45	25	40

別紙4

公益法人 Information の「事業報告等の閲覧請求」の画面





別紙5

特定非営利活動法人の「法人入力情報」の画面

法人による情報入力は任意であることから、法人有力情報はほとんど使われていない現状がある。

日本NPOセンター 法人入力情報

法人入力情報

免責事項

こちらはNPO法人が登録した法人情報を掲載しています。内容については、国が保証するものではありません。御了承のうえ、御参照ください。

組織情報

電話番号	-
FAX番号	-
メールアドレス	-
ホームページURL	-
常勤職員数	-
事業内容	-

財務情報

対象年度		
------	--	--

活動計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	-	-	-
1. 受取会費	_	_	-
2. 受取寄附金	-	-	-
3. 受取助成金等	-	-	-
4. 事業収益	_	_	-
5. その他収益	-	-	-
Ⅱ経常費用計	-	-	-

公益法人ガバナンス・コード

2019年9月27日

公益財団法人 公益法人協会 公益法人 法制委員会 公益法人 コンプライアンス委員会

〈公益法人ガバナンス・コードについて〉

1. 本コードの構成等

- (1) 本コードの構成としては、①原則的な事項、②それを原則として選択した根拠、ならびに③それを具体的にするための運営実務の例を記載することとする。記載にあたっては、公益法人は法令やガイドラインに沿って設立・運営されていることが前提であることから、これらを遵守すべきことは一般的に記載するが、個々の遵守事項については法令上の根拠のみをあげ、原則として詳細は言及しない。ただ日本の場合は、法令やガイドラインが詳細に規定されていることもあり、選択した根拠を示すにあたっては、結果的にそれらを示すことが多いことを了解されたい。
- (2) また、原則的な事項であっても、個々の法人にとって適当でないものについては、各法人において適用する(apply)必要はないものである。しかし、それを適用しない場合はその理由を説明する(explain)ことが好ましい。

したがって、個々の法人が、自己のガバナンス・コードを作成するにあたっては、たとえば本コードの事項の内容を適用しない場合は、その理由等を説明することとされたい。

(3) さらに具体的な運営実務については、個々の法人の実例を示したものであって、 それはその法人が自己にとって適当と考えたものであることから、他の法人にと って不適当ないしは妥当でないものもあり、それをそのまま採用する必要はない。 自らに適したものを自らの判断において考慮し、適用することで十分である。

2. 原則的な事項

本コードは下記の8つの原則で構成されている。

- 原則1 公益法人の使命と目的
- 原則2 誠実性・社会への理解促進
- 原則3 公益法人の機関の権限(役割)と運営
- 原則4 公益法人の業務遂行
- 原則5 理事会の有効な運営
- 原則6 情報公開・説明責任・透明性
- 原則7 リスク管理・個人情報の保護

原則8 コンプライアンス・公益通報者保護

3. 既存の倫理規程(自主行動基準)との関係

当協会のみならず、一部の公益法人においては倫理規程(自主行動基準)を制定済 みであるが、これと新しいガバナンス・コードとの関係が問題となりうる。

これについてガバナンス・コードの採択は、基本的には各法人の任意であることから、コードが既存の規程の趣旨に合致する場合は、①既存の規程をそのまま生かすことも、②既存の規程を廃止して新たなものとすることも、③既存の規程の改正で賄うことも自由であり、それぞれの法人に任されるものと考える。

4. 留意事項

本コードでは、次のような前提に基づき策定しているので注意されたい。

- (1) 日本の場合、社団法人と財団法人の区別、それに伴う役員の構成の差異(社団法人は理事と監事ならびに会計監査人に対し、財団法人の場合はさらに評議員が加わる)があるので、法人格については単に公益法人とし、役員については理事・監事(会計監査人)を役員等とし、評議員は役員等の扱いとはしていない(必要な場合は評議員として規定する)こと。
- (2) 役員等とした場合でも、理事と監事で法律上権限等が異なるときは、それぞれ 別の扱いとしていること。

〇凡 例

• 法令等略語

一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

一般法人法施行規則 同法 施行規則 (平成 19 年法務省令第 28 号)

公益認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)

・根拠法令条数等の() 内表記

例:一般法人法第1条第2項第3号 → 一般法人法1②三

・ 本文中、「社員総会/評議員会」とあるのは、社団法人の場合は「社員総会」、財団法人の場合は 「評議員会」が該当する意です。

公益法人ガバナンス・コード

原則1 公益法人の使命と目的

〈考え方〉

公益法人としての使命ならびにその法人の目的が明確に意識されるとともに、その法人の具体的な公益目的事業の遂行と法人自体の運営が、持続的かつ効果的に行われること。

〈根拠〉

- 1.公益法人の使命は、民間の団体が自発的に行う公益目的事業の実施により、公益の増進および活力ある社会の実現に資することを目的としている(公益認定法1)。
- 2.公益法人は、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎および技術的能力を有する必要がある(公益認定法5②)。
- 3.公益法人は、当該事業年度の事業計画書、収支予算書および「資金調達及び設備 投資の見込みを記載した書類」を作成し、当該書類をその主たる事務所に、備え置 かなければならない(公益認定法 21①、同法施行規則 27)。

〈推奨される運営実務〉

- 1.公益法人のすべての役員等は、公益法人制度の趣旨、その法人の公益目的事業および法人の運営について理解し、それにコミットするとともに、外部に対しこれらを明瞭に説明できる。
- 2. 公益法人は、毎年度の事業計画ないしは中期計画により、その法人の目的を実現するための戦略や数値目標、成果目標等を策定し、その実現に邁進するとともに、 その目標の定期的な見直しを行うものとする。
- 3. 理事会は、地域、関係者(ステークホルダー)等、社会的環境に対して、社会的 責任があることを認識し、自己の法人の使命、目的に従い、必要な資源を確保し、 それを使って公益目的事業を遂行する。

原則2 誠実性・社会への理解促進

〈考え方〉

公益法人の役職員は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識すべきであり、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となることは行わず、利益相反となる取引については、行うとしても法令ならびに内部規範に則ることが必要である。

また、公益法人は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている 公益目的事業について、積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を 得るよう努力するとともに、市民の参加と協力を仰ぎ、市民社会における一員として の位置付けを確保する。

〈根拠〉

- 1.公益法人の理事は、法令および定款ならびに社員総会/評議員会の決議を遵守し、 法人のため忠実にその職務を行わなければならない(一般法人法 83、197)。また、 職員についても法令等の遵守が要請されている(同法施行規則 14 四)。
- 2.公益法人の理事に対しては、その法人と競合する取引および利益相反取引は制限されている(一般法人法 84、197)。公益法人は、その事業を行うにあたり、社員、 評議員、理事、監事、職員等に対し、特別の利益を与えないことが公益認定の要件 とされている(公益認定法 5 三、四)。

〈推奨される運営実務〉

- 1.公益法人の役職員に対しては、定款の一部として、または独立した規程として、 業務遂行上守るべき倫理条項を規定する。
- 2. やむを得ず、理事が利益相反取引を行う場合に備えて、その取引の際、遵守すべき内部規程を制定し、それに則って行われるものとする。公益法人の関係者が個人的に利益を受ける場合は、事前に法人内の然るべき機関の了承を得るとともに、事後にはそれらを確認できる仕組みを整える。
- 3. 社会的存在である公益法人の行っている公益事業について、広く世間一般に広報 する機会を設け、社会から常に存在を認識されるよう努める。

原則3 公益法人の機関の権限(役割)と運営

〈考え方〉

公益法人の機関の権限(役割)と運営は、法令に定められているが、その意義について明確に意識するとともに、その運営について、それぞれの機関は、法令に沿った形式を踏むとともに、実質、内容のある議論と決定を行うべきである。

〈根拠〉

- 1.公益社団法人は、社員総会の他に理事、理事会、監事を置かなければならない(一般法人法 60、61、公益認定法 5 十四ハ)。公益財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会および監事を置かなければならない(一般法人法 170①)。
- 2.公益法人の社員総会/評議員会は、一般法人法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議することができる(一般法人法35②、178②)。
- 3.公益法人の社員総会/評議員会、理事・理事会および監事の権限等については、 一般法人法第2章第3節および同法第3章第2節に規定されている。

〈推奨される運営実務〉

- 1.公益法人の役職員等は、その機関の権限と運営について、法令上の規定を熟知し、 細心の注意をもって法令に沿った運営を行うとともに、それぞれの機関において 内容のある議論を行わなければならない。
- 2. 上記1の遂行のためには、①社員総会/評議員会運営規則、②理事会運営規則ならびに③監事監査規程等を作成することが望まれる。

原則4 公益法人の業務執行

〈考え方〉

公益法人の業務執行は、理事会の決定・監督のもとに代表理事・執行理事により行われるが、業務執行の決定・監督にあたり、理事会は公益目的事業の目的と意義に沿って、主体的にかつ理事および職員と連帯して行動すべきである。

そのためには、代表理事・執行理事の選定・解職に留意するとともに、それぞれの 役割と責任を明確に規定する他、幹部職員の任命や事務取扱い手続等を規定する必 要がある。

〈根拠〉

- 1. 理事会はすべての理事で組織され、①業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、ならびに③代表理事の選定および解職を行うとされている(一般法人法90①②)。また、執行理事は理事会で選定され、業務を執行する(同法91①二)。
- 2. 理事会は、重要な使用人の選任・解任について、代表理事・執行理事に委任することなく、自ら決定する(一般法人法 90④三)。
- 3. 役員等がその法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に、他の役員等も責任を負うときは、連帯債務者となる(一般法人法 118)。

〈推奨される運営実務〉

- 1. 理事・監事の選任・解任および代表理事・執行理事の選定・解職について、一定 の基準(考え方)が設けられるべきである(後記原則5参照)。
- 2. 代表理事および執行理事の職務権限については、「理事の職務権限規程」等を設け、その役割分担と責任を明確に規定する。
- 3. 使用人の任命や職責、事務局の組織や職制等について、その事務取扱いの基準を 定め、事務の適正な運営を図る。

原則5 理事会の有効な運営

〈考え方〉

公益法人の有効な運営が行われるかどうかは、理事会にかかっており、理事・監事の選任・解任が妥当に行われ、選定された代表理事や執行理事のリーダーシップのもと、法人の保有する専門性や財産が活用され、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進すべきである。

事業の執行については、理事同士の執行の監督が重要である一方、監事や会計監査 人の外部的視点からの監査監督が十分になされるべきである。

〈根拠〉

1. 理事・監事の選任・解任は、社員総会/評議員会において行われる(一般法人法63、70、176、177)。公益法人においては、理事・監事について、それぞれの総数に対して、親族の制限や同一団体の制限がある(公益認定法5十、十一)。

代表理事・執行理事の選定・解職は理事会において行われる(法人法 90②③、 197)。

- 2. 法人の業務執行の決定は、理事会で行われる(一般法人法 90②、197)とともに、 具体的な業務執行は、代表理事または執行理事が行う(同法 91①、197)。
- 3. 法人の業務執行の監督は、理事同士で行われる(一般法人法 90②二、197)とともに、監事および会計監査人によって行われる(同法 99①、100、107、197、同法施行規則 16)。このため、代表理事および執行理事は自己の職務の執行状況を 3ヵ月に1回以上(定款に定めた場合は 4ヵ月の間隔で 2回以上)、実際に開催された理事会で報告しなければならない(同法 91②、98②)。

〈推奨される運営実務〉

- 1. 理事の選任・解任、代表理事・執行理事の選定・解職
- (1) 理事の選任にあたっては、法令の基準を遵守することは当然のこととして、一定 の基準が設けられるべきであり、近親者や同一団体からのみではなく、広く候補 者の能力や経験・専門知識、理事会にコミットできる時間や意欲、年齢・地域・ 性別等のバランスならびに理事の総数等が考慮されるべきである。
 - (例1) 理事の長期固定化による独断的ないしはマンネリ化した運営を避けるため、最高年齢の制限や就任期間等の制限を内容とする、定年制の採用が考えられる。
 - (例 2) 理事会の多様性を図るため、年齢・地域・性別等のバランスについて、一 定の比率ないしは実数の目標を定めることが考えられる。
 - (例3) 理事の総数については、法人の事業規模や事業内容等により異なるものであるが、法令や定款で定めた数の最低限であったり、逆に過剰な数であるのは、運営実務上困難を招くことがあるので避けるべきであり、適当な数を考慮する。
- (2) 理事の選任方法については、理事会が社員総会/評議員会に議案として提出する候補者名簿の作成にあたっては、日ごろから理事全員が役員等のリクルートに留意するとともに、外部委員を含んだ選考委員会(あるいは指名委員会)等を法人内に設けて選出することも、広く候補者を選出するために有効と考えられる。法人の公益目的事業等の性格や規模等によっては、候補者を公募することも考えられ

るが、その要件の設定や候補者の審査については、十分留意することが必要である。

(3) 理事の解任・解職 (特に代表理事・執行理事の解職) については、法定の不適格事由にあたる場合は格別であるが、それ以外の不適任等の場合は、実際問題としては難しい。そのような事態が生じないためには、選任・選定の際に十分留意することはもちろんであるが、理事については、その任期を一律短縮化し(たとえば1年とする)、毎年その適格性を洗い替えすることが可能となる等の手段をとることも、理事の選任の事務手続きの煩雑さを招く恐れはあるものの考慮に値すると思われる (あるいは、役員等の評価委員会を設けることも考えられる)。

2. 理事会の運営

- (1) 理事会の開催は、定期的に行われるほかに、緊急かつ重大な問題等の発生に応じて、適宜開催するべきであり、いずれの場合においても最適な結論に達するように、各理事あてに事前に必要な情報等が送付されるべきである。
- (2) 理事会においては、各理事は積極的に自己の意見を陳述すべきであり、意見の大きな相違が生じたときは、いろいろな視点から時間をかけて検討し、妥当な結論に達するとともに、一旦決定された場合には、理事全員が一致してそれに従うべきである(ただし、同意できない場合は、理事は議事録に異議をとどめることができる)。
- (3) 理事会においては、各理事はその専門性を発揮するとともに、それが不足する 分野においては、外部の専門家から助言や支援を受けるものとする(特に財産の管 理運用については、理事の最大の責任の一つであることから、外部からの助言等も 受けつつ、その責任を全うする)。
- (4) 代表理事および執行理事は、理事会の運営についてリーダーシップを発揮するとともに、理事会において決定された事項の執行においては、理事会の意見を十分 尊重するとともに、職員と一体となってその決定事項を実現するよう努力すべき である。
- (5) 代表理事および執行理事以外の理事においても、他の理事や代表理事および執行理事の職務の執行についての監督責任があることから、積極的に法人の運営にコミットする必要があるため、理事会においては重要な情報等について、すべて報告されるべきである。

3. 監事の役割と理事会

- (1) 監事は理事の職務の執行を監査するが、そのためには理事会に出席し、積極的に意見を述べるべきである。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、またはその恐れがある場合、または法令および定款に違反する事実等があると認めるときは、その旨を理事会に報告するとともに、理事会を招集するよう、その権限を積極的に行使すべきである。
- (3) 監事は、法人全体の事業をチェックする重要な立場にあり、公正な態度および 独立の立場を保持すべきであるが、その職務の遂行にあたり、役職員との意思疎通 を図り、情報の交換をする機会を設けるなど、監事の職責を果たしやすい環境を整 備すべきである。

原則6 情報公開・説明責任・透明性

〈考え方〉

法人運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、自 らの法人に関する事業活動について積極的に情報開示することで透明性を確保し、 説明責任を果たすべきである。

〈根拠〉

- 1.公益法人は、公益認定を受け、税制上の恩典を取得した社会的存在であることを 強く自覚し、情報開示と説明責任を果たすことにより、社会からの信頼と存在意義 の正統性を得ることが必要である。
- 2.公益法人は法令により、各種の重要な書類について、事務所備置きないしは閲覧を要請されている(公益認定法 21、22)。

〈推奨される運営実務〉

- 1. 理事会は組織ならびに事業活動の透明性と説明責任について、情報公開規程等を 策定して、その公開を主導するとともに、代表理事、執行理事および職員は、適切 な情報開示を実施する。
- 2. 情報開示の手段として、法令上要請されている事務所備置き、閲覧以外に、より 積極的にウェブサイトなど電磁的方法による開示にも努め、利害関係者はもとよ

- り一般国民に対して透明性を図り、説明責任を果たす。
- 3. 開示情報は、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう工夫する。

原則7 リスク管理・個人情報の保護

〈考え方〉

理事会は、法人の運営・管理について責任を負っているが、その一環としての法人のリスク管理体制は、リスクの範囲が広がり、複雑化している現状では、公益法人自体のみならず関係者 (ステークホルダー) を守るため、より重要となっている。

特に巨大な自然災害やサイバーテロならびに個人情報の保護等については、細心 の注意と対策が必要であり、法人として組織的なリスク管理を徹底する必要がある。

〈根拠〉

- 1. 理事会は、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備をする必要がある(一般法人法 90④五、ただし第5号の適用があるのは、法律的には大規模法人である(同法⑤))。法務省令で定める体制の整備の一つとして、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」がある(同法施行規則 14 二)。
- 2. 個人情報の保護については、営利法人のみならず、非営利法人においても、個人情報取扱事業者に該当する場合は、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受ける。また個人情報のうち、個人番号については、特定個人情報として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)の適用を受ける。

〈推奨される運営実務〉

1. 理事会は、その法人をめぐる想定されるリスクについて、リスク管理規程を作成し、役職員にそのリスクを周知徹底するとともに、それが発生した場合の対応・対策について、事前に定期的な見直しやシミュレーションおよび実地訓練等を行うことが望まれる。

- 2. リスク管理規程の対象となるリスクとその対応方法については、各法人により異なるが、標準的には次のような事項を含むことが多い。
 - ①その法人に想定される具体的リスクの定義。たとえば、法人内部の危機(信用・財務・人材等)、外部からの危機(自然災害、反社会的勢力からの不法な攻撃、 広範な感染症の発生等)、情報システムに係わる危機(サイバーテロ等)
 - ②リスクに対する法人の基本的考え方の明示
 - ③具体的リスクの発生の場合の役職員の行動と役割
 - ④災害等の緊急事態の場合の組織体制や通報対応の具体的手段
 - ⑤リスクの発生とその対応に関する役職員の責任とそれに違背した場合の懲罰
- 3. 個人情報の管理については、個人情報等管理規程等を作成し、一般のリスク管理 とは別に管理することが望ましい。

原則8 コンプライアンス・公益通報者保護

〈考え方〉

公益法人が関連する法令や定款等を遵守することは当然であるが、理事会は、役職 員等が遵守していることを常に確認する必要がある。

また、これを担保するため、役職員等が不利益を被ることなく、役員等ならびに他の職員のコンプライアンス違反を内部通報できる体制を整備すべきである。

〈根拠〉

- 1. 理事ならびに職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を、理事会は整備する必要がある(一般法人法 90④五、同法施行規則 14 四)。
- 2. 消費者保護を目的としたものではあるが、一定の事項のコンプライアンス違反を 行っている役職員等を対象として内部告発(公益通報)する者を保護する制度が作 られている(公益通報者保護法)。

〈推奨される運営実務〉

1. 役職員等を対象としたコンプライアンス規程を作成し、広く周知するとともに、 その実効をあげるために、必要に応じて法人内にコンプライアンス委員会を設け、 その遵守状況等について、定期的に理事会に報告すること等が望まれる。

2. 現にコンプライアンス違反を行っている者を告発し、上記のコンプライアンス体制の実効性を確保するため、公益通報者保護制度(「公益通報者保護に関する規程」など)を策定することが望まれる。

以上





公益財団法人 公益法人協会

一 民間公益活動推進センター 一

2018 (平成30) 年度事業報告

数字でみる 2018 (平成 30) 年度の公益法人協会

会員数 1,424 法人

3年ぶりの純増。会員の皆さまのご支援に、感謝申し上げます。

面接相談件数 453 件

2018年8月、東京、大阪に続き、 札幌の地域拠点を創設いたしました。

セミナー受講者数 5,468 名

会計セミナー計 2,441 名、特別セミナー計 3,027 名と、より多くのかたにご受講いただきました。

書籍販売部数計 **7,499** 部

新刊として、改訂版を2冊、既刊本を6点増刷しました。社会福祉関係の書籍も好調です。

ホームページアクセス数 60 万回 各種案内、公益セクターの情報などコンテンツ や閲覧性について改善してまいります。

電話相談件数 3,148 件

多忙な方、遠方の方の、「今すぐ聞き たい」のニーズにお応えしていきます。

開催セミナー数 154 回

全国 18 都市で、会計セミナー計 73 回、特別セミナー計 81 回を開催しました。

『公益法人』誌 発行部数 25,800 部

本年度も一度も欠けることなく毎月刊行し、 3月で、通巻 559 号となりました。

記念シンポジウム 参加者 **200 人** 12月4日開催の新公益法人制度施行10周年 記念シンポには、多くの方にご参加いただきました。

「共同サイト」利用数 498 法人

法人の情報公開・決算公告掲載のための 専用Webサイトとしてご活用いただいています。

NOPODAS 登録数 **20,502** 法人

多くの公益法人·一般法人が情報を公開、 発信している非営利法人データベースです。

「知」の交流サロン開催数 2 回

第60回はSDGsをテーマに、第61回は東京ステーションギャラリーにて開催。38 法人、41 名にご参加いただきました。

被災地支援 助成件数 27 件

継続支援を行っている東北3県に加え、新たに 西日本豪雨の被害に対して取り組んでいる現地 法人の活動資金として助成金を配分しました(継 続助成3件含む)。

各種委員会等開催数 9 回

「非営利法人関連の判例等研究会」、各種専門委員会など活発に行いました。

目次

- 1 発刊にあたって
- 2 基本方針・事業の総括
- 3 TOPIC
- 5 公益目的事業 1:普及啓発
- 7 公益目的事業2:組織の支援・能力開発
- 12 公益目的事業3:調査研究・提言活動
- 16 法人管理
- 19 決算報告
- 21 組織体制

2018 (平成30) 年度アニュアルレポート発刊にあたって

公益財団法人 公益法人協会 理事長 雨宮 孝子

2018(平成30)年度のアニュアルレポートをお届けいたします。

当年度は、新公益法人制度施行10周年、特定非営利活動促進 法施行20周年の節目に当たりました。公益法人協会は(公財) さわやか福祉財団および(公財)助成財団センターとの共催で 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム―市民社会へ のインパクトと今後の展望」を12月4日に開催し、公益認定法 の一部改正等を求める3項目からなる大会宣言を採択しました。 当日は、募集人員140名のところ200名近い盛況で、公益法人 関係者、役所、企業、マスコミ等様々なジャンルの皆様のご来



場があり、最後まで、熱心にご参加いただきました。最後に大会宣言を採択し、活力ある市民 社会づくりの推進につなげるシンポジウムとなりました。今後は、大会宣言(財務三基準、公益目 的事業の変更手続きおよび行政庁への提出書類の簡素化等、情報公開の拡充等)の実現に邁進していく所存 でございます。

また、公益信託制度の見直し要綱案が公表され、法案作成の段階に入ったほか、休眠預金活用法に基づく指定活用団体が指定される等、公益法人等をめぐる制度環境にとって画期的な事柄が続いた年度となりました。

一方、国内を顧みれば地震や豪雨水害が頻繁に起こり、少子高齢化や地域の疲弊など社会課題は厳しさを増しております。国際的な視点では持続可能な開発目標 SDGs への一層の取組みが求められる現在、民間非営利公益セクターの存在意義、重要性は高まるばかりです。

公益法人協会は、公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進・支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与するために、①民間公益活動の普及啓発事業、②民間公益活動の支援および能力開発事業、③民間公益活動、組織および制度の調査研究、提言事業等、大きく3つの事業を行っています。

当年度では「民間法制・税制調査会」を再度設置し、12月4日のシンポジウムを開催するとともに、「公益法人制度改正提言に関する報告書」を取りまとめました。「新公益法人制度 10周年記念シンポジウム」で採択された財務三基準関係の是正などの大会宣言について、政府、与野党に対し要望活動を展開しました。また、「平成 29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」や「内閣府令等一部改正案」(控除対象財産額に関する果実の扱い)の意見募集の際には意見書を提出し、法制・コンプライアンス委員会、税制・会計委員会を開催し、非営利組織に関連する法制の動きを共有し、また平成 31年度税制改正要望について意見交換を行いました。

セミナー事業は、会計セミナーを軸に各種テーマ別セミナーを年間計 154 回開催、参加者数は 5,468 名に上り収益に大きく貢献しました。

災害支援としては、8月に「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」を立ち上げ、2回の 配分を実施したほか、「東日本大震災 草の根組織応援基金」の第7回配分を実施しました。

1

さらに、その他の事項として、公益法人協会の顔である「相談室」に一層力を注ぎました。 相談件数は減っていますが相談内容は複雑化しており、相談法人の実情に即し個々に対応いた しました。今後とも皆様の更なるご支援をお願いいたします。

2018 (平成 30) 年度 基本方針

- (1) 次期中期経営計画策定の基礎固めを行う。また、これを達成するための骨太な事務局内組織体制の見直しを実施する。
- (2) あらゆる事業展開において、公益法人制度施行10周年を中核にすえた活動を関係団体と 精極的に提携、実施し、次世代に相応しい公益法人協会の在り方を探る。
- (3) 現行の会員システムの機能をさらに拡充、強化し、会員満足度に立脚した、会員システムの再構築を図る。公益法人協会のマスタープランを確立する。
- (4) ①出版、②セミナー、③情報公開といった各事業のブランド化と優位性を図り、持続的な組織基礎体力を確立する。
- (5) 公益法人協会を取り巻く国内外の動向を精査し、市民社会との親和性を重視した、政策 提言、国内外事業連携を選別し、費用対効果を上げる。

2018 (平成 30) 年度 事業の総括

基本方針(1)への対応

- ・前の中期経営計画(2015~2017年度)の実行状況を精査し、達成率等を検証した。
- ・繁忙化するセミナー事業担当の増員、提言活動に直結する調査部研究員の補充を行った。 **基本方針(2)への対応**
- ・「民間法制・税制調査会」が「公益法人制度改正提言に関する報告書」を取りまとめた。
- ・「新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム」を 2018 年 12 月 4 日に開催、約 200 名の参加。①財務三基準改正の検討、②公益目的事業の変更手続きおよび行政庁への提出書類の簡易化、③情報公開の拡充と拡大を柱とする大会宣言を採択し、要望活動を展開した。

基本方針(3)への対応

- ・次期中期経営計画となる「3ヵ年 K プラン(2019~2021 年度)」を策定・承認された。
- ・会員システムの細部の設計見直しを継続して行った。
- ・会員は、退会を入会が1件上回った。会員数1,424法人。

基本方針(4)への対応

- ・出版事業 新刊として『一般法人の設立』『立入検査』の改訂版を刊行した。
- ・セミナー事業 約150回を開催、参加者は5,468名と大幅に伸ばした。
- ・情報公開事業 「共同サイト」は約500法人が活用している。

基本方針(5)への対応

- ・「草の根支援組織応援基金」では、①西日本豪雨災害に対して、延べ14団体、計620万円、 ②東日本大震災においては、10団体、計380万円の助成配分を実施した。
- ・税制改正要望で「貸与型奨学金の消費貸借契約に係る印紙税非課税措置」の延長につなげた。 その他の対応
- ・相談事業(相談室)は、面接相談が453件、電話相談は3,148件であった。
- ・財務面では、若干ではあるが黒字を確保できた。

Topic

新公益法人制度施行 10 周年記念シンポジウム

市民社会へのインパクトと今後の展望

制度改革から満10年の節目となった2018(平成30)年、公益法人協会は、(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センターとの共催により、シンポジウムを開催しました(12月4日、東京・青山アイビーホール)。

200 名近い公益法人関係者が一堂に会し、この 10 年を振り返り、今後、より自発的な公益活動を行っていくためにはどうするべきか、どのような是正(法改正等)が必要かなど、共に考え、提言につなげるべく閉幕にあたり「財務基準」「公益目的事業等の変更」「情報公開拡充と拡大」を柱とする大会宣言を行いました。

	プログラム内容 (肩書きは、開催当時)
挨拶 雨宮孝子	(公財)公益法人協会 理事長
来賓挨拶 山下 徹	内閣府 公益認定等委員会 委員長
二宮雅也	(一社)日本経済団体連合会 企業行動·CSR委員長
キーノートスピーチ「10 年の回履	頂と今後の展望」
堀田 力	(公財)さわやか福祉財団 会長
調査報告・提言	
① 公益法人制度改	正要望の検討結果
雨宮孝子	(公財)公益法人協会 理事長
② 制度改革が助成	財団に及ぼした影響等の調査
蓑 康久	(公財)住友財団 常務理事
パネルディスカッション「公益法	人制度改革とこれからの公益法人」
岡本仁宏	関西学院大学 教授・日本NPO学会 会長
片山正夫	(公財)セゾン文化財団 理事長
岸本幸子	(公財)パブリックリソース財団 専務理事
田中雄一員	『 朝日新聞社 論説副主幹
山岡義典	(公財)助成財団センター 理事長
太田達男	(公財)公益法人協会 会長(司会)
まとめ・大会宣言 鈴木勝治	(公財)公益法人協会 副理事長
閉会挨拶 田中 皓	(公財)助成財団センター 専務理事





大会宣言

I 財務の基準についての提言

1. 収支相償の原則

- ◆ 収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想であり、 基本的考え方として撤廃する。
- ◆ そもそも対価たる収入ではない寄附金等及びその運用収入は、公益目的事業の収入に 算入しないこととする。

(公益認定法 第5条第6号、第14条)

2. 公益目的事業比率

◆ 収益事業等の費用について、その 50% (これを上回る割合で利益を投入した場合は、 その割合) を公益目的事業の費用として計算する。

(公益認定法 第5条第8号、第15条、第19条)

3. 遊休財産額の保有制限

◆ 遊休財産額の保有制限としては、最低でも3年度分の事業費相当額程度が、安定した 法人運営に必要であり、算定基準を見直す。

(公益認定法 第5条第9号、第16条)

Ⅱ 公益目的事業等の変更等についての提言

1. 公益認定申請および変更手続きの簡素化

- ◆ 認定申請または変更認定申請において、提出すべき書類が不明確であり、法令を見直 し具体的に明示するべきである。
- ◆ 変更認定申請か変更届出かそれとも不要かが、不明確であることから、抜本的見直し を提案する。

(公益認定法 第7条、第11条、第12条、第13条)

2. 行政庁への提出書類の簡素化

◆ 行政庁への提出書類は、重複を避け、真に必要なものに限定すべきである。 (公益認定法 第21条、第22条)

Ⅲ 情報公開の拡充と拡大についての提言

- ◆ 認定申請・変更認定申請書類の公開
- ◆ 毎年の情報公開ウェブサイトの見直し
- ◆ 開示する計算書類等の合理化

(公益認定法 第7条、第11条、第21条、第44条、第48条)

■ 公益目的事業1:普及啓発

出版

出版事業は、全収入の約6%(前年度7%)を占める主要事業です。

本年度は、新刊2点、①『一般法人の設立〔第2版補訂版〕』、②『立入検査〔第2版〕』を刊行しました。また、今年度は基幹本の実務シリーズ〔運営・会計・税務〕の改定作業に取り掛かりました(刊行は、2019年度予定)。

今後も、公益法人に対する「能力開発」の支援のため、スムーズな法人運営に資する書籍を 提供することで、さらなる公益活動の広がりと普及啓発に努めてまいります。

・新刊

- ①『これだけは知りたい! 一般社団・財団法人の設立について [第2版補訂版]』(1,000部)
- ②『公益法人・一般法人の立入検査について〔第2版〕』(1,000部)









新刊書籍と好評既刊本

- · 2018 年度販売部数 TOP 5
- 1. 『はじめにこれだけは知っておきたい!! 社会福祉法人会計の「基本」』(1,794部)
- 2. 『これだけは知りたい! 一般社団・財団法人の設立について「第2版補訂版」』(1,068部)
- 3. 『公益法人・一般法人の会計実務 [補訂版]』(759部)
- 4. 『公益法人・一般法人のための仕訳ハンドブック』 (725 部)
- 5. 『公益法人会計はじめの一歩』(553部)

Web サイト等

本年度の公益法人協会ホームページ(http://www.kohokyo.or.jp/)のアクセス数は 60 万回、公益 法人データベースシステム NOPODAS (http://nopodas.com/)のアクセス数は 16 万回でした。

ホームページ内の書籍販売受付システム、セミナー受講受付システムについて業務プロセスに最適化させるべく改訂を行いました。

また、協会内の各業務部門を横断した検討チームにて、ホームページリニューアルの検討を進め、実施は31年度を予定しています。

メール通信は、約3,500件に配信しています。本年度の配信数は、臨時便もふくめ17回でした。休眠預金制度やSDGsに関するコラムへの反響が大きかったです。

国内外連携

- ・「草の根支援組織応援基金」では、①2018 年8月の豪雨災害に対して基金を立ち上げ、被災3県でそれぞれ(特活)ひろしまNPOセンター、(公財)みんなでつくる財団おかやま、(特活)ジャパン・プラットフォームとパートナーシップを結び、その推薦団体延べ14団体に計620万円の、②東日本大震災においては、第7回助成配分として10団体、計380万円の助成配分を実施しました。また、東日本大震災については、「支援団体活動報告会」を開催し、支援団体による被災地の現況報告をおこないました(2019年3月18日、東京・三田・仏教伝道センター)。
- ・「第9回 東アジア市民社会フォーラム―農山村における地域創成と市民社会組織」が開催され、日中韓から103名が参加しました(中国・無錫市、10月27~29日)。地方創成に向けた取組みなどの先進事例や知見について日中韓で共有し、市民社会組織の能力向上をはかりました。
- ・休眠預金活用に関しては「休眠預金未来構想プラットフォーム」に参画し、休眠預金等活用制度基本方針案へのパブリックコメントにおいて基本方針策定にあたっての問題提起、NPO団体の緊急集会等に参加しました。
- ・SDGs に関しては、(認定特活)国際協力 NGO センター(JANIC)の SDGs 実践研修の総括イベント「SDGs-DAY」に参加しました。
- ・また、「公益法人に関する NGO 連絡会」(年3回開催)や「協力助成計画会議」(事務局: 助成財団センター)に参画し、動向の情報共有や意見交換をおこないました。



東アジア市民社会フォーラム

メディア対策

- ・2年ぶりに「公益法人マスコミ懇談会」を開催(10月18日、仏教伝道センター)。テーマは「公益 法人制度改革10周年、現状と取組」。マスコミ8社・10名と関係者14名が参加しました。
- ・当協会に関連して、「論説室から/公益法人改革10年 寄附制度利用の工夫を」(10月25日、日刊工業新聞電子版)、「新公益法人制度の現状と課題について意見交換」(11月8日、経団連タイムス)、「社会貢献への意欲を高める公益法人に」(12月6日、日本経済新聞)などが掲載されました。

インターンシップ推進

本年度は、都内3大学から女子3名を受け入れ(2003年度開始、総勢37名)、就業経験の機会を提供するとともに、非営利セクターの社会的役割とその重要性に対する理解と関心を深めることを目的に実施しました。社外実習では、会員の公益法人等6団体、内閣府(公益認定等委員会)を訪問。公益法人の将来の担い手となってくれることを願います。

■ 公益目的事業2:組織の支援・能力開発

相談室

当協会の基幹サービスである「相談室」は、協会設立以来、各法人が直面する諸問題、課題に対して一公益法人の立場からアドバイスし、ともに解決策を考える役割を果たしています。

本年度の相談件数は、①面接相談が 453 件(前年度比1%減)、②電話相談が 3,148 件(同6%減) でした。

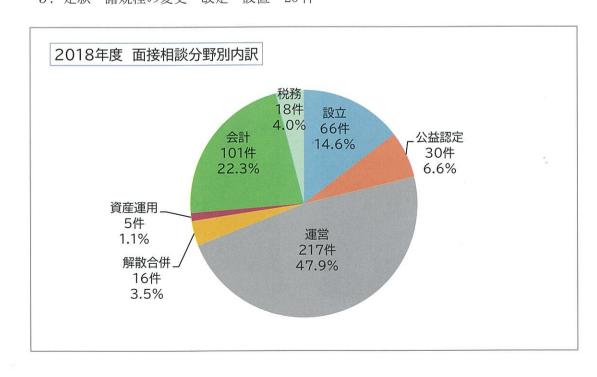
また、新たな地域拠点として、「札幌相談室」を2018年8月に開設しました。会計・税務相談に特化し、税理士法人札幌会計へ委託。「関西相談室」は、日本クレアス税理士法人と引き続き提携し、23件の面接相談をおこないました。

さらに、労務に関する相談の増加に伴い、会員に対する社会保険労務士の紹介を始めました。

(1) 面接相談(453件)

「設立」66件(前年度77件)、「公益認定申請」30件(同44件)、「運営」217件(同227件)といずれも微減。顕著だったのが、「会計」101件(同69件)と「解散・合併」16件(同12件)の増加でした。「税務」18件(同25件)は減少しました。

- · 面接相談内容 TOP 5
- 1. 理事会・評議員会・社員総会等の機関運営 55件
- 2. 基本財産・特定資産・特定費用準備資金等 32件
- 3. 役員等の職務・責任 28件
- 4. 変更認定、変更認可申請等 27件
- 5. 定款・諸規程の変更・改定・設置 26件





相談室のご案内

- **■電話相談** (一律無料) 03-6824-9871
- 面接相談 (会員無料)03-6824-9872(東京・大阪・札幌共通の予約番号)

協会設立から半世紀、一公益法人という民間の立場で、ご相談をお受け致しております。 公益法人・一般法人・社会福祉法人に係る、 運営・会計・税務相談等、幅広いご相談に応 じております。面接相談は、東京・大阪・札 幌で開催。

個々の法人が実施されている、すばらしい 公益活動の一層の充実・拡大、またスムーズ な業務運営のため、ぜひ相談室をご活用くだ さい。行政庁とは違い、法人の立場に立った あたたかなアドバイスを心掛けております。

(2) 電話相談(3, 148件)

全国一律通話料金(IP 電話)による電話相談は、面接相談をなかなか利用できない地域の法人に活用いただいているほか、東京近郊の法人においても、小さな疑問や確認事項などに頻繁にご利用いただいています。面接相談に比べ電話相談の件数は微減ながらも高水準を維持し、電話相談のニーズが依然として高く、法人運営支援において欠かせない機能を担っていると言えます。





一緒に考えて、一緒に解決。まずはご相談を! 相談室の専門委員とスタッフ(左)、電話相談中のワンシーン(右)

セミナー

セミナー事業は、当協会のめざす公益法人の"能力開発"を支える重要な活動であり、全収入の約33%(前年度26%)を占めております。

本年度も、「会計セミナー」を軸に、運営・労務など各種特別セミナーをあわせて、154回(前年度131回)を全国主要都市で開催し、参加者数は総計5,468名となり、前年度の4,470名を大きく上回りました。受講形態は、首都圏では60%以上を会員が占め、その他地域では80%以上を非会員が占めました。特筆すべきは、社会福祉法人を対象とする「会計セミナー」で、テーマの体系化を図った結果、開催数も38回(前年度20回)と倍増、収益的にも貢献しました。詳細は以下のとおりです。

(1) 会計セミナー

会計セミナーは 73 回の開催となりました (前年度計 74 回)。 首都圏 (東京・横浜)で 14 回、その他地域(札幌、仙台、名古屋、大阪をはじめ 16 都市)で 59 回開催。講師を務めた公認会計士は延べ 15 名。その総受講者数は 2,441 名 (前年度 2,574 人)となりました。 1 コース当たりの平均受講者数も 33 名 (前年度 35 名)でした。

公益法人制度改革から 10 年経ち、制度の定着もすすみ、会計担当者も実務に習熟してきていることから、(受講者減少に備え)受講法人のニーズに応えるなどの工夫をおこないました。前年度比で、入門編が同水準、基礎編が微減と新任者はじめ担当者の入替需要には一定程度対応できましたが、実務編・決算編のリピーター集客にやや苦戦しました。

(2) 特別セミナー

特別セミナーは81回の開催となりました(前年度計57回)。首都圏で25回、その他地域で56回開催。その総受講者数は3,027名(前年度1,917人)となり、前年度を大きく上回りました。1回当たりの平均受講者数も37名(前年度33.6名)に伸びており、セミナー事業全体の収益向上に大きく貢献することとなりました。

テーマは、「法人運営と定期提出書類」「労務管理」「立入検査」「消費税」「新任役職員会計」 「役員・管理者向け会計」のほか、社会福祉法人を対象とした「会計」「労務管理」など拡充しました。なかでも社会福祉法人向けの会計セミナーは、38回(前年度20回)と倍増しました。

また、定員 20 名とした「小規模講座」として今年度も「資産運用連続講座」を実践編・基礎編計 10 回開催しました。

(3) 講師派遣

講師派遣は20件実施しました(公益法人10件、行政庁・企業各3件、一般法人・特活法人・任意団体・大学が各1件。前年度29件)。講演テーマとして多いものから、①「理事・監事・評議員の役割」7件、②「公益法人制度全般」5件、③「寄附」3件、④「立入検査」「労務」各1件となりました。

機関誌『公益法人』

機関誌事業は、一般への市販を行わない会員向け月刊専門誌であり、会員との情報交換・交 流のベースとなっています。

本年度は、「読者アンケート」を実施し、さらに読者ニーズをつかむよう心がけながら、企画 ~校閲までの編集体制を整備していき、内部で意見交換をしながら企画をおこないました。

本年度の年間テーマを「新公益法人制度改革 10 周年」とし、12 月のシンポジウムに連動す るように企画立案をおこなっていきました(特に11月~1月・3月、下記参照)。

また、座談会を催し(特に、行政庁と5年ぶりに(移行期間終了後はじめて)実施し)、お互いの実情や 意見交換をしました。注目度の高い「遺贈寄附」については、活用促進を後押しするため3回 の特集を組みました(下記4·7·10月の欄参照)。

平成 31 年度税制改正によって我々の要望項目が実現したのを受け、それに基づく「民間公 益活動推進基金」の解説や、公益信託法改正に向けた動向もレポートしました。

特集など主な記事・内容

掲載月	記事タイトル			
2018年	「公益信託法の見直しに関する中間試案」に関する意見			
4月	資産寄附税制(措置法 40 条関係)の改正について			
5月	措置法 40 条(国税庁長官の非課税承認)の改正について			
	遺贈寄附を上手に受けるには一レガシーギフトを受け入れる法人の立場から			
	若手世代と地域貢献活動ー復興支援に取り組む高校生・大学生たち			
6月	一般社団・財団法人と相続税・贈与税			
	公益法人協会への定例立入検査報告			
7月	遺贈寄附を上手に進めるために一寄附する方へのご案内			
8月	31 年度税制改正に関する要望について			
	「奨学支援の現状と行方」(座談会)			
9月	トランプ税制改革で変わった非営利公益団体税制			
	「西日本豪雨災害基金」募集のご案内			
10 月	公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート調査結果			
	遺贈寄附の活用と推進ーさわやか福祉財団の実例を通して			
11月	公益法人セクターの変革と今後の課題-制度10周年によせるコメント			
12月	公益法人協会「民間公益活動推進基金」を設置			
	「公益法人制度 10 年、行政庁それぞれの思い、考え」(座談会)			
2019年	新年のご挨拶(雨宮理事長・山下徹公益認定等委員会委員長)			
1月	「市民社会へのインパクトと今後の展望・大会宣言」(記念シンポジウム)			
2月	「公益信託法の見直しに関する要綱案」について			
	日本尊厳死協会の不認定処分取消訴訟の結果について			
3月	公益法人、そして非営利セクターの環境の変化と、そのあり方、展望について語る			
	公益信託の仕組みと現状			

上記以外の連載記事等

- ○会計・税務によくある質問(6~17回) ○人事管理・労務関係によくある質問(12~23回)
- ○SDGs(5~10回) ○フィランソロピーを探る(日本キリスト教婦人矯風会、郡山耕整会)
- ○日本財団における事業評価の取組み(5~8回) ○新連載「法人資産の運用」開始(1~5回)
- ○岡目八目(女人禁制と相撲協会、日本レスリング協会) ○判例等研究会報告(10~12回)
- ○特定非営利活動促進法(NPO法)20周年 ○都道府県レポート ○休眠預金制度の動向



























情報公開「共同サイト」

情報公開「共同サイト」(http://www.disclo-koeki.org/)は、インターネットでの公益・一般法人の 情報公開・電子公告(決算公告)をサポートしています。利用法人は 498 件(前年度 503 件)で、ここ 数年500件前後で推移しています。公益・一般法人を問わず個々の掲載依頼に応じて、速やか で正確な掲載を心がけており、利用法人の70%以上が10年以上継続利用しています。

種別	一般社団	一般財団	公益社団	公益財団	計
会員	5	20	6	70	101
非会員	164	94	28	111	397
合 計	169	114	34	181	498

■ 公益目的事業3:調査研究・提言活動

調査研究

(1) 非営利法人に関する判例等研究会

2015年4月からはじまった本研究会は、本年度4回開催しました(通算13回~16回)。 研究会の内容は、その都度機関誌『公益法人』に掲載していくことで、問題発生の事前防止、 制度改善に向けた政策提言、学術界における非営利法人法の認識向上に努めました。

回	日時	テーマ
13	2018年6月29日	取締役会の権限と招集手続きを巡る議論
14	" 年9月21日	不提訴判断と監事の責任
15	" 年12月21日	上司の部下に対するパワーハラスメントと法人の責任
16	2019年3月27日	(一財)日本尊厳死協会の公益申請に係る不認定処分取消訴訟等に対する検討

(2) 公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関するアンケート調査

毎年、公益法人・一般法人に対して、Web による定点アンケート調査を実施しています。 本年度は、計 15,334 件に依頼し、公益法人 2,452 件(前年度 1,586 件)、一般法人 1,609 件(同 703 件)から回答がありました。

調査結果の概要については、『公益法人』10 月号で紹介し、かつ結果内容は、報告書として取りまとめ、当協会のその他調査会で用いたり、内閣府公益認定等委員会はじめ関係各機関に配布し、公益法人をめぐる制度環境の改善の実現のために活用されています。

(3) 民間法制・税制調査会

当協会は、(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センターとともに本研究会を主催し、 本調査会を8回、ワーキンググループを16回開催しました。

その検討結果を「公益法人制度改正提言に関する報告書」として取りまとめ、その骨子となる①財務三基準関係の是正、②申請・提出手続きの見直しと定期提出書類等の簡素化、③情報公開の課題とその改善提案について提言していくこととしました(参考:前掲Topic「シンポジウム」3・4頁)。

また、同調査会で用いた主要な資料を別途「民間法制・税制調査会報告書」として取りまとめ、関係方面へ配布しました。

専門委員会

①法制、②コンプライアンス、③税制、④会計と4つある専門委員会は、本年度計5回開催 しました(前年度6回)。

③④の合同委員会での検討を経た平成 30 年度税制改正要望の提言活動の結果、そのうちの「貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置」について実現されることとなりました (後述「提言活動」参照)。

委員会	開催日	テーマ
(T)\(\frac{1}{2}\)		法制審議会信託法部会の動向
①法制、 ②コンプライ	2018年12月25日	民間法制・税制調査会の動向
アンス合同		非営利法人関連の判例等研究会の動向
	2018年5月17日	平成30年度税制改正要望結果と平成29年度公益法人の会計に関する諸 課題の検討結果
	" 年6月18日	平成31年度税制改正要望について意見交換
③税制、④会計合同	" 年7月5日	「平成 29 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果(案)」の意見 募集結果と平成 31 年度税制改正要望について
	2019年2月21日	平成 31 年度税制改正要望の結果と公益認定法施行規則及びガイドラインの一部改正案に関する
		意見募集への対応について意見交換

提言活動

(1) 平成31年度税制改正に関する要望

「I 資産寄附税制について」「II 寄附金税制について」「III その他」の3項目をかかげ、主に以下の内容をもって、内閣府を皮切りに関係各方面へ要望していきました(次頁経過一覧参照)。

- I ストック財産を公益団体に寄附する場合の支援税制として、公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例創設等
- II フロー資金を公益団体に寄附する場合の支援税制として、法人の寄附金特別損金算入限 度額の拡充、大規模災害発生時における指定寄附金の制度化等
- Ⅲ 貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化や公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置等

その結果、上記Ⅲについて「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」という形で平成31年度より3年間の継続の運びとなりました。

(2) 公益法人制度改正提言

前掲「Topic 新制度 10 周年シンポジウム」(3・4頁参照)。

(3) 各意見募集への対応

①「平成29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」

内閣府公益認定等委員会の「公益法人の会計に関する研究会」が公表した本案に対して、主 に「特定費用準備資金の運用」「遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」について反対 の意見を提出しました。

②「内閣府令等一部改正案」

内閣府が実施した「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年 内閣府令第68号)及び公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)の一部改正案に 関する意見募集」について反対の意見を提出しました。

本改正案は、公益認定法施行規則第 22 条(遊休財産額)第 3 項関係の「控除対象財産額」に関する果実の扱いについての改正により、公益目的保有財産等から生じる果実のうち、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限り、6 号財産に含まれることを明確にするもの。また、公益認定等ガイドラインの改正で、「相当の期間内」とは、10 年以内であることを規定するものでした。

主な提言活動の経過一覧

日時	提言・提携団体	提言先	提言内容
2018年5月23日	・公益法人協会	内閣府公益認定等委 員会事務局	内閣府会計研究会「平成 29 年度 公益法人の会計に関する諸課題 の検討結果について(案)」に関す るパブリックコメントに応え、内 閣府に意見提出
7月19日	·公益法人協会	内閣府、与野党関係部 署、関係議員	平成 31 年度税制改正要望
11月9日	・公益法人協会・日本NPOセンター	公明党内閣部会・ NPO局合同会議	予算・税制改正等ヒアリングで、 税制改正要望、公益法人制度改革 10 年の現状と課題を述べた上で 認定法改正を提言
11月15日	・公益法人協会・シーズ・日本NPOセンター	立憲民主党内閣部会	予算・税制改正等ヒアリングで、 税制改正要望、公益法人制度改革 10 年の現状と課題を述べた上で 認定法改正を提言
11月22日	・公益法人協会・シーズ・新公益連盟・日本NPOセンター・日本ファンドレイジング協会	国民民主党第一部会	税制改正等ヒアリングで税制改 正要望、公益法人制度改革 10 年 の現状と課題を述べた上で認定 法改正を提言

11月27日	・公益法人協会 ・さわやか福祉財団 ・助成財団センター	内閣府公益認定等委 員会事務局	「公益法人制度改正提言に関す る報告書」を提出
12月21日	・公益法人協会 ・さわやか福祉財団 ・助成財団センター	自民党社会的事業推 進特別委員会 伊藤達也委員長	「公益法人制度改正提言に関する報告書」に関する公益認定法の 改正等について実現方要請
2019年1月16日	・公益法人協会 ・さわやか福祉財団 ・助成財団センター	自民党社会的事業推 進特別委員会 宮下一郎委員長代理	「公益法人制度改正提言に関する報告書」に関する公益認定法の 改正等について実現方要請
2月7日	・公益法人協会 ・さわやか福祉財団 ・助成財団センター	自民党行政改革推進 本部公益法人ガバナ ンス改革検討チーム 牧原秀樹座長	「公益法人制度改正提言に関する報告書」に関する公益認定法の 改正等について実現方要請
3月1日	・公益法人協会 ・さわやか福祉財団 ・助成財団センター	自民党行政改革推進 本部 塩崎恭久本部長	「公益法人制度改正提言に関する報告書」に関する公益認定法の 改正等について実現方要請
3月5日	・公益法人協会	自民党行政改革推進 本部	公益法人のガバナンス改革につ いてヒアリング
3月5日	・公益法人協会	内閣府	内閣府令等改正案に関するパブ リックコメントに対し意見提出。 遊休財産額に関する控除対象財 産(6号財産)の果実の扱いにつ いて
3月28日	·公益法人協会	自民党行政改革推進 本部公益法人ガバナ ンス改革検討チーム 牧原秀樹座長	公益認定法の改正等について



自民党行革本部ヒアリング (2019年3月5日、自民党本部)



公明党予算・税制改正等ヒアリング (2018年11月9日、参議院議員会館)

■ 法人管理

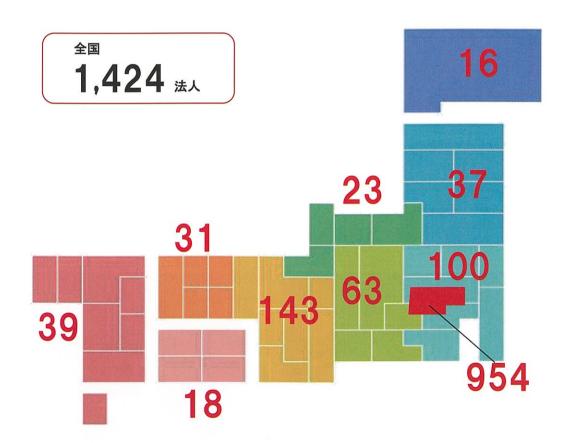
会 員

本年度末における会員数は 1,424 法人(前年度 1,423 法人)でした。入会は 43 件(同 39 件)で、3 年ぶりの純増となりました。

個々の法人のレベルアップのための相談室、セミナー事業等の充実だけでなく、公益活動に 係る制度改正要望といった政策提言を展開していくうえでも、当協会は、より多くの会員のご 理解、ご支援を必要としています。

本年度は、会員に対するアンケートを実施し、多数意見が寄せられました。それを踏まえて、 会員サービスのさらなる充実に努めつつ、協会の財政基盤を強化する努力を続けていきます。

地域別会員分布



会員の構成

種別	公益 財団	一般 財団	公益 社団	一般 社団	会計 士等	企 業	任意 団体	諸法人	計
普通会員	738	214	199	156					1,307
特別会員					44	23	8	9	84
賛助会員	21	3	1	2	1	5	0		33
合 計	759	217	200	158	45	28	8	9	1,424

入会内訳

区分	件数
公益財団法人	20
一般財団法人	5
公益社団法人	7
一般社団法人	7
会計士等	2
企 業	1
任意団体	1
個 人	0
合計	43

入会動機

相談室の利用	16 (前年度 9)
セミナーの受講	15 (同 10)
団体保険加入	3 (同 1)
その他	9 (同8)
合計	43

会員向けサービスの拡充

「役員賠償責任保険団体制度」「個人情報漏えい保険団体制度」

「役員賠償責任(D&O)保険団体制度」は、法人の円滑な業務運営の支援、日常業務におけるリスクに対応する保険で、2012年5月よりサービスを開始し、現在の加入件数は216法人(前年度233法人)となりました。

「個人情報漏えい保険団体制度」は、マイナンバー法の施行にあわせ、2016年6月から新たなメニューとしての募集をはじめ、加入件数は57件(前年度24法人)となりました。

本団体保険の加入を当協会への入会動機とする法人が 70 件を超えており、新規獲得とともに、 既存会員の維持のためにもニーズに沿うべく両制度ともさらなるメリットを提供できるよう図 っていきます。

協会内システムの機能の充実

協会のシステム機能の改善・強化として、まずサーバーの入れ替えを行いました。また①出版・機関誌事業のサブシステムの稼働、②入金消込一覧帳票の作成機能を追加するなど、協会各部署の管理機能の作業効率の向上を図り、将来の成長に備えました。

新年懇親会

当協会は、毎年1月に、会員との交流を深めるための「新年懇親会」を開いています。本年 度は公益法人、一般法人の役職員および関係者約130名の方にご参加いただきました。

理事長の雨宮が、冒頭、以下のような挨拶しました。

2018.年は、新公益法人制度施行 10 年、特定非営利活動促進法(N P O 法)施行 20 年の節目の年であり、12 月にシンポジウムを開催し「大会宣言」をおこない(前掲 Topic 4 頁参照)、より活発に公益活動をおこなうために必要な法改正等についての提言をしていく。そして今後は、公益法人は将来の不安解消、課題解決だけでなく、人類にとって新しい価値の創造をめざすべきとした。



如水会館(東京・一ツ橋、2019年1月16日)

「知」の交流サロン

本年度は2回開催しました(通算 61 回、※印は現地開催)。本イベントは、当協会の会員団体の知見をお互いに学び合い、会員同士の交流の場として2012年10月よりスタートしたものです。

日時	法人名	テーマ	参加
2018年9月26日	(一社)日本経済団体連合会 SDGs本部統括主幹 長沢恵美子	公益法人はSDGsと 無縁なのか?	14 法人 14 名
10月24日	(公財)東日本鉄道文化財団 ※ 東京ステーションキ・ャラリー館長 冨田章	東京駅で芸術の秋! 〜美術館と展覧会の ちょっとリアルな裏話	24 法人 27 名



長沢 氏(第60回講師)



冨田 氏(第61回講師)

> 決算報告

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	53, 222, 104	41, 634, 213	11, 587, 891
未 収 金	2, 293, 477	9, 927, 520	\triangle 7, 634, 043
前 払 金	3, 507, 956	3, 511, 076	△ 3, 120
有価証券	704, 908	704, 908	0
貯 蔵 品	9, 994, 936	10, 862, 956	△ 868, 020
流動資産合計	69, 723, 381	66, 640, 673	3, 082, 708
2 固定資産			
(1)基本財産	25, 050, 000	25, 050, 000	0
(2)特定資産	40, 631, 997	40, 634, 528	\triangle 2, 531
(3) その他の固定資産	21, 676, 680	10, 615, 215	11, 061, 465
固定資産合計	87, 358, 677	76, 299, 743	11, 058, 934
資産合計	157, 082, 058	142, 940, 416	14, 141, 642
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	10, 353, 303	7, 195, 073	3, 158, 230
前 受 金	12, 251, 030	15, 724, 200	\triangle 3, 473, 170
預り金	5, 104, 933	3, 921, 081	1, 183, 852
仮 受 金	117, 950	227, 513	\triangle 109, 563
賞与引当金	5, 400, 000	4, 956, 000	444, 000
流動負債合計	33, 227, 216	32, 023, 867	1, 203, 349
2 固定負債			
リース債務	13, 160, 300	439, 740	12, 720, 560
退職給付引当金	38, 174, 293	34, 824, 459	3, 349, 834
固定負債合計	51, 334, 593	35, 264, 199	16, 070, 394
負債合計	84, 561, 809	67, 288, 066	17, 273, 743
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産	7, 457, 704	10, 810, 069	6
2 一般正味財産	65, 062, 545	64, 842, 281	220, 264
正味財産合計	72, 520, 249	75, 652, 350	△ 3, 132, 101
負債及び正味財産合計	157, 082, 058	142, 940, 416	14, 141, 642

正味財産増減計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2, 505	2, 505	0
② 特定資産運用益	340	370	△ 30
③ 受取入会金	2, 100, 000	1, 800, 000	300, 000
④ 受取会費	106, 324, 000	106, 192, 000	132, 000
⑤ 事業収益	111, 316, 933	110, 160, 368	1, 156, 565
〈普及啓発事業〉公益目的事業I	15, 530, 237	18, 504, 604	\triangle 2, 974, 367
〈支援·能力開発事業〉公益目的事業Ⅱ	95, 786, 696	90, 198, 007	5, 588, 689
〈調査研究・提言事業〉公益目的事業Ⅲ	0	1, 457, 757	\triangle 1, 457, 757
⑥ 受取助成金	1, 310, 540	376, 872	933, 668
⑦ 受取支援金	12, 266, 460	9, 520, 138	2, 746, 322
⑧ 受取寄附金	388, 000	1,000,000	△ 612,000
⑨ 雑収益	632, 185	742, 808	△ 110,623
経常収益計	234, 340, 963	229, 795, 061	4, 545, 902
(2) 経常費用			
経常費用計	234, 120, 699	231, 101, 787	3, 018, 912
当期経常増減額	220, 264	△ 1, 306, 726	1, 526, 990
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	220, 264	△ 1, 306, 726	1, 526, 990
一般正味財産期首残高	64, 842, 281	66, 149, 007	△ 1,306,726
一般正味財産期末残高	65, 062, 545	64, 842, 281	220, 264
Ⅱ 指定正味財産増減の部			AND STATE OF THE S
当期指定正味財産増減額	△ 3, 352, 365	△ 7, 110, 013	3, 757, 648
指定正味財産期首残高	10, 810, 069	17, 920, 082	△ 7, 110, 013
指定正味財産期末残高	7, 457, 704	10, 810, 069	△ 3, 352, 365
Ⅲ 正味財産期末残高	72, 520, 249	75, 652, 350	△ 3, 132, 101

監査報告書

監査報告書

公益財団法人 公益法人協会 理事長 雨宮 孝子 殿

令和元(2019)年5月15日

公益財団法人 公益法人協会 監 事 谷村 聲 公益財団法人 公益法人協会 監 事 中田 ちず子 公益財団法人 公益法人協会 監 事 平川 純子

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度 の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の とおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の 環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及 び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説 明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたし ました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討 いたしました。

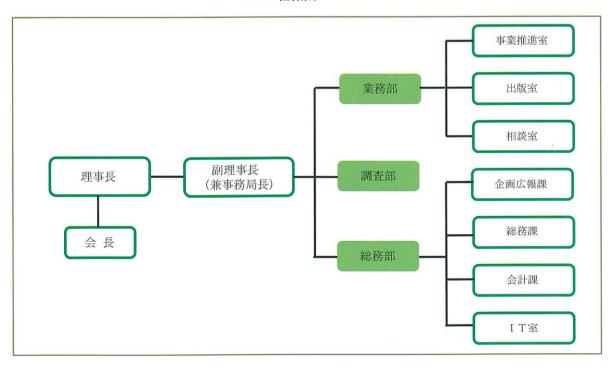
さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に 係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書 並びに財産日録について検討いたしました。

2 監查意見

- (1) 事業報告等の監査結果
- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している ものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益 の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

組織体制

組織図



役員一覧

理事 (14名)

太田 達男 会長

雨宮 孝子 理事長(代表理事) 鈴木 勝治 副理事長(代表理事)

浦上 節子 (公財)浦上食品·食文化振興財団 理事長

片山 正夫 (公財)セゾン文化財団 理事長

岸本 幸子 (公財)パブリックリソース財団 専務理事

高宮 洋一 城西国際大学 客員教授

田中皓(公財)助成財団センター 専務理事橋本大二郎武蔵野大学 特任教授、前高知県 知事早瀬昇(社福)大阪ボランティア協会 理事長堀田力(公財)さわやか福祉財団 会長

蓑 康久 (公財)住友財団 常務理事

山岡 義典 (特活)市民社会創造ファンド 運営委員長

渡邉 肇 (公財)三菱財団 常務理事

監事(3名)

谷村 啓 元(公財)放送文化基金 専務理事

中田 ちず子 公認会計士・税理士

平川 純子 弁護士

評議員 (25 名)

秋山 孝二 (公財)秋山記念生命科学振興財団 理事長

浅野 有 (公財)トヨタ財団 常務理事

伊藤 道雄 (認定特活)アジア・コミュニティ・センター21 代表理事

稲垣 裕志 (公財)原田積善会 理事長

尾崎 勝吉 (公財)サントリー文化財団 専務理事 **上保 紀夫** (公財)鹿島学術振興財団 常務理事

大貫 正男 司法書士、元(公社)成年後見センター・リーガルサポート 理事長

小熊 竹彦 (公財)生協総合研究所 業務執行理事·事務局長

紙野憲三(公財)東レ科学振興会 専務理事亀岡晃浩(公財)本田財団 常務理事

木戸 寛 (公財)JKA 執行理事

木村 裕士 (公財)日本労働文化財団 代表理事·専務理事 **小西 惠一郎** (公財)国際医療技術財団 代表理事·理事長

渋沢 雅英 (公財)渋沢栄一記念財団 理事長島田 京子 (公財)日本国際交流センター 理事清水 肇子 (公財)さわやか福祉財団 理事長

高橋 陽子 (公社)日本フィランソロピー協会 理事長 谷井 浩 (一財)電力中央研究所 常務理事・事務局長

茶野 順子 (公財)笹川平和財団 常務理事

徳川 義崇 (公財)徳川黎明会 会長

轟木 洋子 (公財)プラン・インターナショナル・ジャパン 評議員

中野 佳代子 (公社)日本語教育学会 理事

野村 萬 (公社)日本芸能実演家団体協議会 会長

振角 秀行 (一社)信託協会 専務理事

吉井 實行 (公社)日本オーケストラ連盟 専務理事

顧 問 (3名)

石村 耕治 白鷗大学 名誉教授

岡本 仁宏 関西学院大学法学部 教授

能見 善久 東京大学 名誉教授

相談室専門委員

立石 一彦、鈴木 修、星田 寛、矢口 英一、大内 隆美

〔出塚会計事務所〕 出塚 清治、小林 敬、青木 恵美子、柴田 美千代

事務局スタッフ

長沼 良行(事務局次長、総務・調査・広報・渉外担当部長)、木之下 晴彦(IT担当部長)、

加藤 利文(総務担当課長)、上曽山 清(相談室長、相談室専門委員)、

多田 昌弘(ITアドバイザー)

柴崎 順也(業務部主任·広報·渉外·出版担当)

青山 朋美(業務部・広報・研修担当)、軽部 みどり(業務部・広報・出版担当)、

野老山 健治(事業推進室長・セミナー担当)

遠藤 理恵子(業務部・セミナー担当)、 武藤 宏(同左)、中 政行(同左)、 松岡 弘(同左)、

白岩 由起子(総務部・システム企画担当)、吉澤 義勝(同左)

白石 喜春(調査部主任)

(以上、2019年9月1日現在)

メモ	
	1.



公益財団法人 公益法人協会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15

TEL: 03-3945-1017 (代表)

FAX: 03-3945-1267

URL: http://www.kohokyo.or.jp/

(最寄駅)

- ●JR 山手線「駒込」駅南口 より徒歩約10分
- ●東京メトロ南北線「駒込」駅2番出口より徒歩8分
- ●都営地下鉄三田線「千石」駅 A 1 口から徒歩8分

